

# 第 3 次千葉県キョン防除実施計画（案）

令和 8 年 3 月

千葉県

## 目次

1. 背景及び目的	1
2. 防除を行う特定外来生物の種類	1
3. 防除を行う区域	1
4. 計画期間	2
5. 現状	2
(1) 分布状況	2
(2) 推定生息数	2
(3) 生態	4
(4) 被害状況	6
(5) 捕獲状況	8
6. 第2次計画における目標の達成状況、成果及び課題	
(1) 目標の達成状況	10
(2) 成果	11
(3) 課題	12
7. 第3次計画の内容	13
(1) 目標	13
(2) 分布拡大防止ライン	13
(3) 地域区分ごとの対策方針	15
(4) 捕獲の取組	15
(5) 農作物被害及び生活環境被害への対応	19
(6) 特に保護すべき生物が生育する地域への対応	19
(7) 担い手の確保	19
(8) 調査・モニタリング	19
(9) 防除に関する啓発等	21
(10) 研究機関や近隣都県との連携	21
(11) 計画の実施及び検証体制	21
引用文献	22
別添1 役割分担	23
別添2 防除実施計画に基づく従事者証	24
別添3 キョン防除従事者台帳	25
別添4 キョン捕獲記録表	26

## 1. 背景及び目的

特定外来生物であるキョンは、中国南東部及び台湾に自然分布しているシカ科の哺乳類で、千葉県におけるキョンの移入源は勝浦市にあった私立観光施設（平成 13（2001）年閉園）と考えられており、移入時期は昭和 30（1960）年代から昭和 60（1980）年代の間であると推定されている（浅田ほか 2002）。

千葉県では平成 12（2000）年 1 月 28 日に「千葉県イノシシ・キョン管理対策基本方針（千葉県環境部長通知）」を策定し、キョンを県内の自然から排除することを目標として、管理目標の設定、施策の実施、モニタリング調査による施策の評価、目標や施策の見直しを一連のシステムとして推進することを示した。

また、生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めるため、県は平成 20（2008）年に「生物多様性ちば県戦略」を策定した。同戦略では、防除の緊急性の高いキョン等の特定外来生物については、関係市町村と連携して計画的な防除に取り組むものとした。

県による防除の取組としては、平成 12（2000）年度から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」という。）に基づくキョンの有害鳥獣捕獲を開始した。しかし、分布拡大と推定生息数の増加が続いたことから、県は平成 21（2009）年 3 月に「千葉県キョン防除実施計画」を策定し、生息数の低減化を図ることを当面の目標とし、県内の野外から完全排除することを最終目標として防除を実施した。

しかし、生息数は低減せず分布も拡大したことから、県は令和 3（2021）年 3 月に「第 2 次千葉県キョン防除実施計画」（以下、「第 2 次計画」という。）を策定した。第 2 次計画では、生息状況に応じて地域を区分し、区分ごとに当面の目標を定めるとともに、県北部地域への拡大を防止するため、分布拡大防止ラインを設定し、防除を進めてきた。

それでもなお、キョンの生息域はさらに拡大を続け、平成 16（2004）年度は 5 市町で分布が確認されていたが、令和 7（2025）年度には 18 市町に達した。また、キョンの推定生息数も増加し続け、平成 18（2006）年度にはおよそ 13,300 頭（中央値）であったが、令和 6 年（2024）年度にはおよそ 94,100 頭（中央値）に達した。

このような背景のもと、効果的で継続的なキョンの防除を実施し、分布拡大の防止、生息数の低減化、農作物被害や生活環境被害の防止を図り、最終的にはキョンの完全排除を目指すために、「第 3 次千葉県キョン防除実施計画」を策定する。

## 2. 防除を行う特定外来生物の種類

キョン（学名：*Muntiacus reevesi*）

## 3. 防除を行う区域

千葉県全域

#### 4. 計画期間

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から令和 13 (2031) 年 3 月 31 日までとし、キョンの生息状況等に大きな変化が見られた場合や、新たな科学的知見が得られた場合等には、必要に応じ計画を見直すものとする。

#### 5. 現状

##### (1) 分布状況

キョンの分布は拡大傾向にあり、キョンの定着が確認されている市町村数<sup>\*</sup>は、平成 16 (2004) 年度時点では 5 市町だったが、令和 2 (2020) 年時点には 17 市町に拡大した。さらに、令和 7 (2025) 年度時点では新たに茂原市で定着が確認され、18 市町に拡大している。(図 1)。

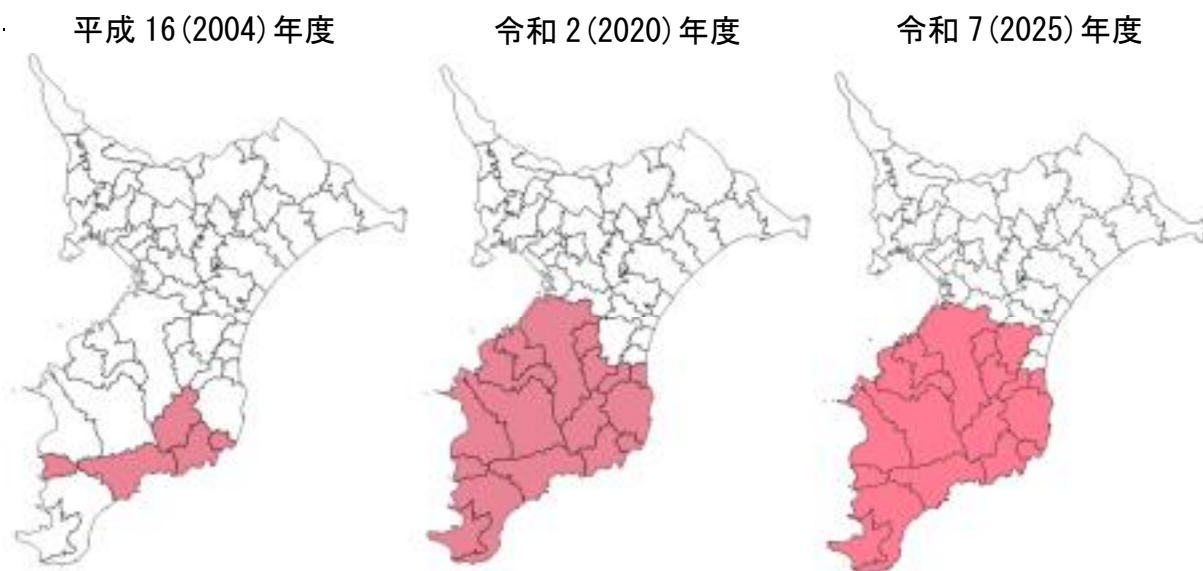


図 1 キョンの定着が確認されている市町村

※「成獣メスの生息が確認されている」「成獣メスの捕獲実績がある」「糞粒調査で糞が継続的に確認されている」のいずれかに該当する場合を、キョンが定着しているとした。

※全体ではなく一部のみで定着が確認されている場合でも、市町村全体を着色して示した。

##### (2) 推定生息数

県内におけるキョンの推定生息数は、平成 18 (2006) 年度には中央値で 13,264 (95% 信用区間 6,347~23,677) 頭であったが、令和 6 (2024) 年度には中央値で 94,093 (95% 信用区間 49,480~146,006) 頭まで増加した (図 2)。

市町別では、令和 6 (2024) 年度時点の推定生息数 (中央値) は君津市が最も多く、鴨川市、大多喜町及び富津市がそれらに次いでいる (表 1)。多くの市町で推定生息数が増加傾向を示したが、令和 6 (2024) 年度には、勝浦市、御宿町では減少傾向を示し、いすみ市では横ばいで推移又は減少傾向を示した。

また、推定生息密度は、令和2（2020）年度時点では、いすみ市や勝浦市、御宿町で密度が高い状況であったが、令和6（2025）年度にはこれらの市町で密度が低下し、市原市や鴨川市、君津市、大多喜町で高い状況である（図3）。

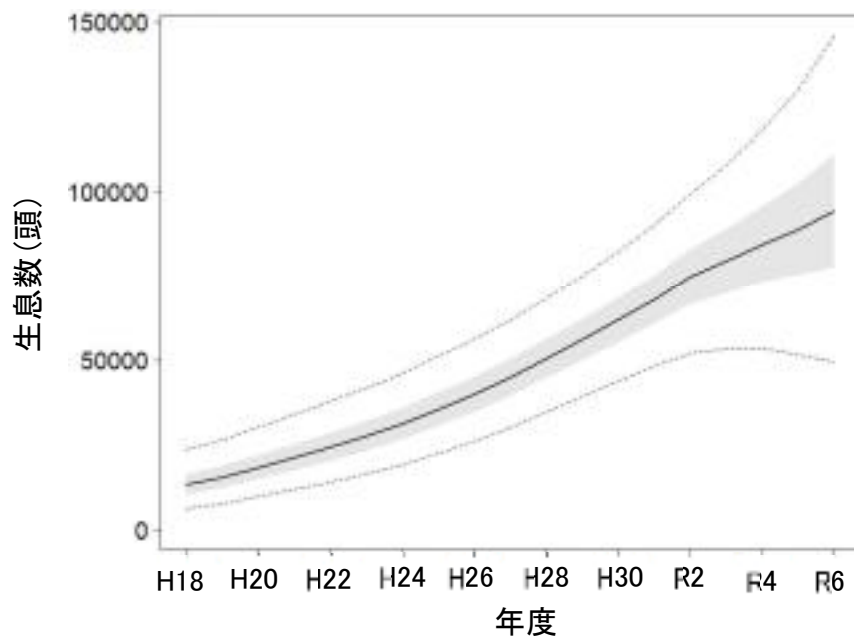


図2 全県の推定生息数の推移

※実線が中央値、破線の範囲が95%信用区間、グレーの範囲が50%信用区間を示す。

表1 市町別推定生息数（中央値）

2次計画の地域区分		市町名	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
増殖抑制地域	勝浦市	6,105	6,732	7,146	7,458	7,715	6,888	6,483	5,192	4,151	
	いすみ市	6,472	6,984	7,565	7,952	8,547	8,383	8,035	7,520	7,286	
	大多喜町	5,581	6,227	6,875	7,560	8,280	8,841	9,381	9,790	10,317	
	御宿町	1,503	1,700	1,865	1,906	1,963	1,622	1,105	912	591	
	鴨川市	9,067	9,522	10,157	10,815	11,504	12,124	12,734	13,096	13,473	
	南房総市	2,634	3,054	3,525	4,065	4,675	5,352	6,070	6,877	7,720	
	鋸南町	1,360	1,520	1,643	1,756	1,864	1,931	1,975	1,897	1,837	
	館山市	782	922	1,066	1,221	1,380	1,558	1,765	2,005	2,280	
	君津市	7,502	8,475	9,545	10,746	12,108	13,635	15,350	17,158	19,121	
	富津市	3,244	3,752	4,339	5,020	5,811	6,687	7,663	8,726	9,992	
分布拡大防止地域	木更津市	1,344	1,541	1,756	1,967	2,192	2,374	2,543	2,750	2,932	
	市原市	2,911	3,369	3,881	4,464	5,138	5,908	6,726	7,689	8,758	
	睦沢町	408	481	565	663	779	911	1,061	1,236	1,418	
	長南町	676	797	939	1,108	1,301	1,536	1,736	1,924	2,119	
	長柄町	204	237	274	321	372	434	502	582	664	
	一宮町	338	392	427	444	461	488	491	508	509	
	袖ヶ浦市	282	328	382	443	515	598	693	802	925	
合計	50,413	56,033	61,950	67,909	74,605	79,270	84,313	88,664	94,093		

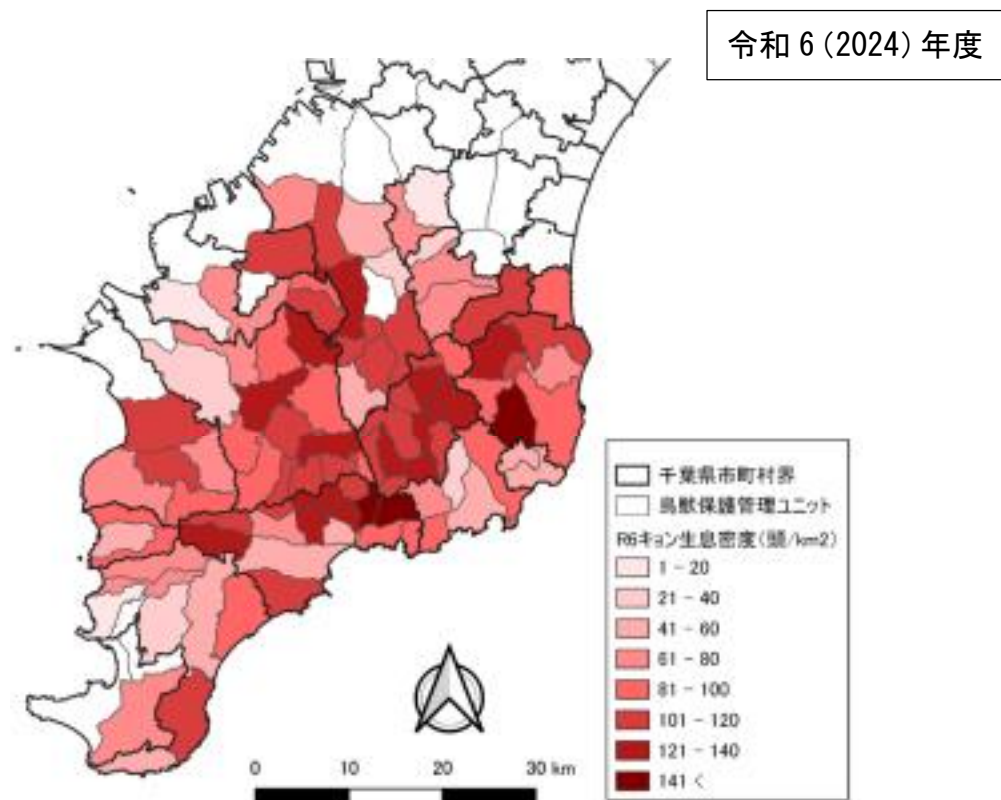
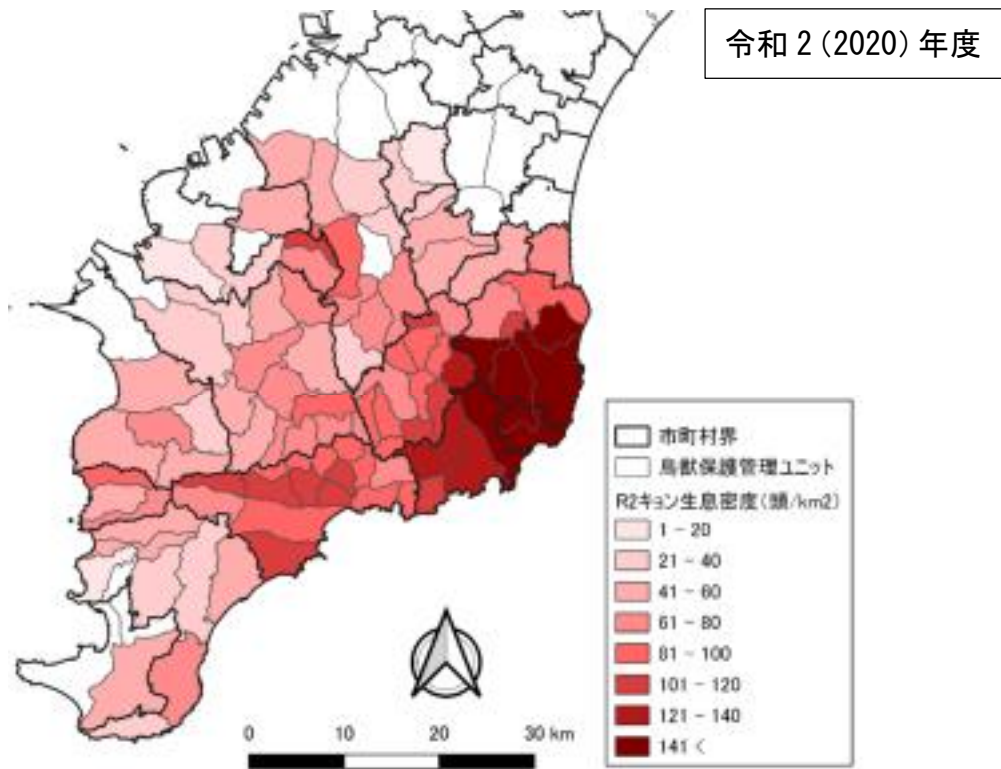


図3 令和6年度の鳥獣保護管理ユニット別推定生息密度  
 ※推定生息数の中央値を各ユニットの森林面積で除して推定生息密度を求めた。  
 ※生息が確認されていても、生息密度の推定ができていないユニットがある。

### (3) 生態

#### ア. 食性

県内においては年間を通して木の葉を主に食し、秋にはシイ・カシ類の堅果も多く食している。嗜好種としてはアオキやカクレミノが知られている。同所的に生息しているニホンジカと比較すると、キョンは常緑広葉樹や堅果を多く、イネ科や枯葉、樹枝などは少なく採食していることがわかっている。

#### イ. 繁殖

キョンのメスは1産1子であり、早ければ生後半程度で妊娠し、約210日の妊娠期間を経て出産する。県内における妊娠率は、0歳(6ヵ月未満)で7.1%(n=183、nはサンプル数)、0歳(6ヵ月以上)で39.5%(n=119)、1歳で65.0%(n=363)、2歳以上で63.4%(n=372)である(株式会社一成 2024)。

飼育下のキヨンでは出産直後に発情・妊娠し、同一個体が1回/年を超す出産を行うことが知られている。出産は年間を通して行われているが、5~10月に出産のピークがあることが知られている(浅田 2014)。

#### ウ. 自然増加率

キヨンの自然増加率(出産等による1年あたりの増加割合)は平成20(2008)から平成24(2012)年度の捕獲個体の分析より34%と推定されている(浅田 2014)。

また、捕獲数や生息状況のモニタリングの結果から階層ベイズ法を用いて推定された結果では、中央値で17%(95%信用区間は11%~25%)と推定されている。

#### エ. 体重及び体サイズ

捕獲個体の分析によると、2歳以上の体重はオスの平均が10.0kg(n=21)、メスの平均が8.9kg(n=19)であった。また、2歳以上の頭胴長はオスの平均が75.1cm(n=22)、メスの平均が73.1cm(n=19)であり、体高はオスの平均が38.8cm(n=22)、メスの平均が36.0cm(n=19)であった(千葉県ほか 2007)。

#### オ. 寿命と年齢構成

捕獲個体の分析によると、年齢査定を実施した265頭(メス140頭、オス125頭)のうち、最高齢はメスで6~7歳、オスで5~6歳であった(千葉県ほか 2008)。

また、試料として回収されたメスの捕獲個体1,058頭のうち、2歳以上が最も多く(n=374)、次いで1歳(n=368)、0歳(6ヵ月未満)(n=185)、0歳(6ヵ月以上)(n=121)の順で多かった(株式会社一成 2024)。

#### カ. 行動圏

いすみ市において行った行動圏調査の結果によれば、平均の行動圏(95%カーネル法)はオスで4.0ha(n=3)、メスで1.7ha(n=3)であった。個体により行動圏に農地

周辺が含まれる割合が大きく異なることや、夜間にその割合が高まる傾向が見られること、良好な餌場があると休息場と餌場の移動を繰り返す可能性があることが明らかとなった（株式会社ROOTS 2019）。

#### （４）被害状況

##### ア．農作物被害

平成16(2004)年度から勝浦市などで農作物の被害が報告されている。平成18(2006)年度からの農作物被害金額の推移をみると増加傾向にあり（図4）、近年は400万円から900万円程度で推移している。被害品目は水稻、豆類、いも類、野菜類、果樹、特用林産物など多岐にわたって報告されている。

また、被害が発生した市町村も増加傾向にあり、平成18(2006)年度は1市町村から農作物被害が報告されたが、令和6(2024)年度には14市町村から報告があった（表2）。

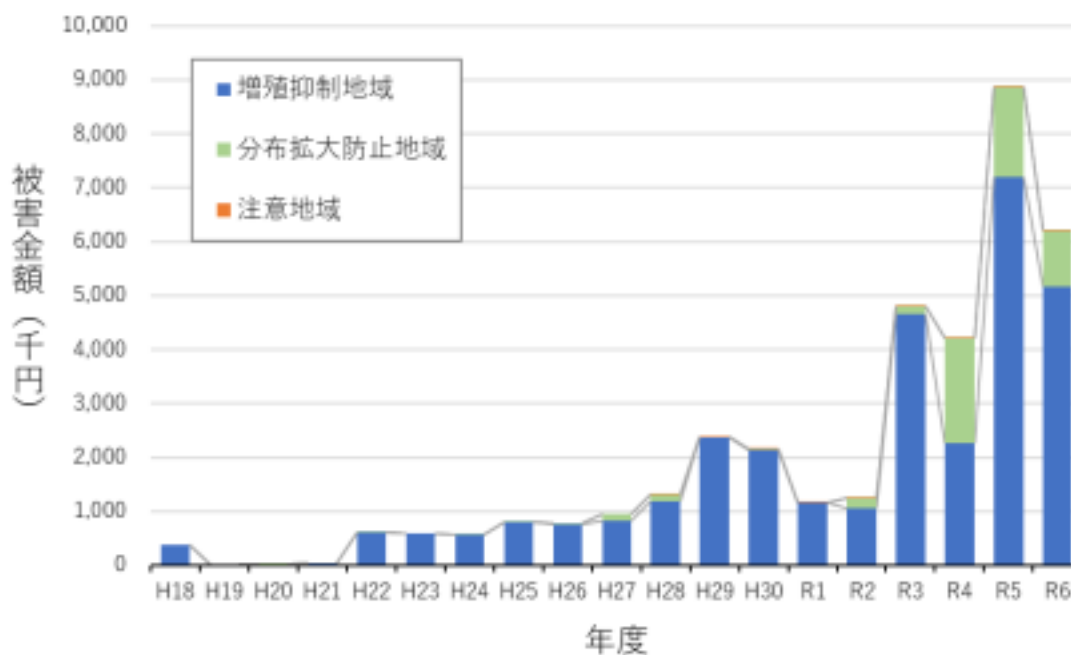


図4 第2次計画における地域区分別の農作物被害金額の推移

※増殖抑制地域：キョンが高密度に生息する地域。分布拡大の供給源となり得るため、生息数の低減のための対策が必要となる地域。

分布拡大防止地域：県北部への分布拡大の前線地域であり、分布拡大防止のための対策が必要となる地域。

注意地域：キョンの定着が確認されていないものの、分布拡大に伴い定着するおそれがある地域。

表2 市町村別農作物被害金額の推移

(千円)

第2次計画 での地域区分	市町名	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
注意地域	東金市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分布拡大防止地域	市原市	0	0	2	0	12	0	5	0	0	65
	睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
	木更津市	0	0	0	0	0	0	0	2	16	46
	小計	0	0	2	0	12	0	5	2	16	123
増殖抑制地域	勝浦市	380	22	28	0	107	48	0	181	119	80
	いすみ市	0	0	0	0	500	550	550	550	550	632
	大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	御宿町	0	0	0	0	0	0	14	69	94	108
	館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鴨川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	君津市	0	0	0	35	0	0	0	0	0	1
	富津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	380	22	28	35	607	598	564	801	763	821
	合計		380	22	30	35	619	598	569	803	779

第2次計画 での地域区分	市町名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
注意地域	東金市	8	8	8	8	8	8	8	6	2
	小計	8	8	8	8	8	8	8	6	2
分布拡大防止地域	市原市	0	0	13	0	66	145	537	1,604	646
	睦沢町	12	0	0	0	0	0	0	0	0
	木更津市	107	0	19	0	114	0	1,398	64	404
	小計	119	0	32	0	180	145	1,935	1,668	1,050
増殖抑制地域	勝浦市	318	232	0	200	97	2,740	22	3,782	1,493
	いすみ市	680	578	398	276	276	252	239	214	276
	大多喜町	0	120	518	88	156	271	199	271	103
	御宿町	182	275	329	329	394	858	0	0	237
	館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	鴨川市	0	1,153	9	135	115	101	568	860	619
	南房総市	14	1	0	1	0	0	50	852	831
	鋸南町	0	21	785	131	0	410	152	205	285
	君津市	0	0	92	0	31	33	1,041	92	1,047
	富津市	0	0	0	0	0	0	0	925	263
	小計	1,194	2,380	2,131	1,160	1,069	4,665	2,271	7,201	5,164
	合計		1,321	2,388	2,171	1,168	1,257	4,818	4,214	8,875

## イ 生活環境被害

キョンの鳴き声に対する苦情や花壇の花、植木の採食による被害が住宅地や別荘地周辺で報告されている。

令和2(2020)年度に実施した市町村アンケートにおいては、いすみ市、市原市、勝浦市、君津市の4市で生活環境被害が確認されていたが、令和7(2025)年度に実施

した市町村アンケートでは、いすみ市、市原市、勝浦市、君津市、富津市、南房総市、睦沢町、大多喜町、御宿町の9市町に拡大した。

## ウ 生態系被害

ニホンジカとキョンの分布が重なっており、餌資源をめぐる間接的な競争が起こっている可能性がある。また、キョンはニホンジカが忌避するアリドオシを採食することが知られており、自然植生へのさらなる影響が危惧されている。

イギリスでは、キヨンによる下層植生等への食圧により、森林の更新の阻害や、チョウ類の産卵植物種が消失することが報告されており(Pollard & Cooke 1994)、本県においても在来の生態系に被害を及ぼす恐れがある。

### (5) 捕獲状況

捕獲数は増加傾向にあり、平成12(2000)年度は28頭であったが令和6(2024)年度には9,594頭に増加した。

捕獲区分別にみると、市町等捕獲(市町による捕獲事業等)による捕獲数が多くなっている。(表3、図5)。また、近年の捕獲状況を市町村別にみると、生息密度の高い勝浦市、いすみ市、鴨川市の3市で多く捕獲されている(表4)。

捕獲方法としてはくくりわなの捕獲数が多く、全体の8割以上がくくりわなによるものとなっている(図6)。

表3 捕獲区分別捕獲数の推移

(頭)									
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
市町等	28	17	62	77	134	224	332	337	297
県	0	0	81	24	28	8	1	6	0
計	28	17	143	101	162	232	333	343	297

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市町等	393	809	1,022	1,346	1,138	1,980	2,044	2,250	3,075
県	85	137	181	187	152	180	143	150	400
計	478	946	1,203	1,533	1,290	2,160	2,187	2,400	3,475

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市町等	3,710	4,428	4,725	7,687	8,395	9,591	8,981
県	408	580	711	900	469	563	613
計	4,118	5,008	5,436	8,587	8,864	10,154	9,594

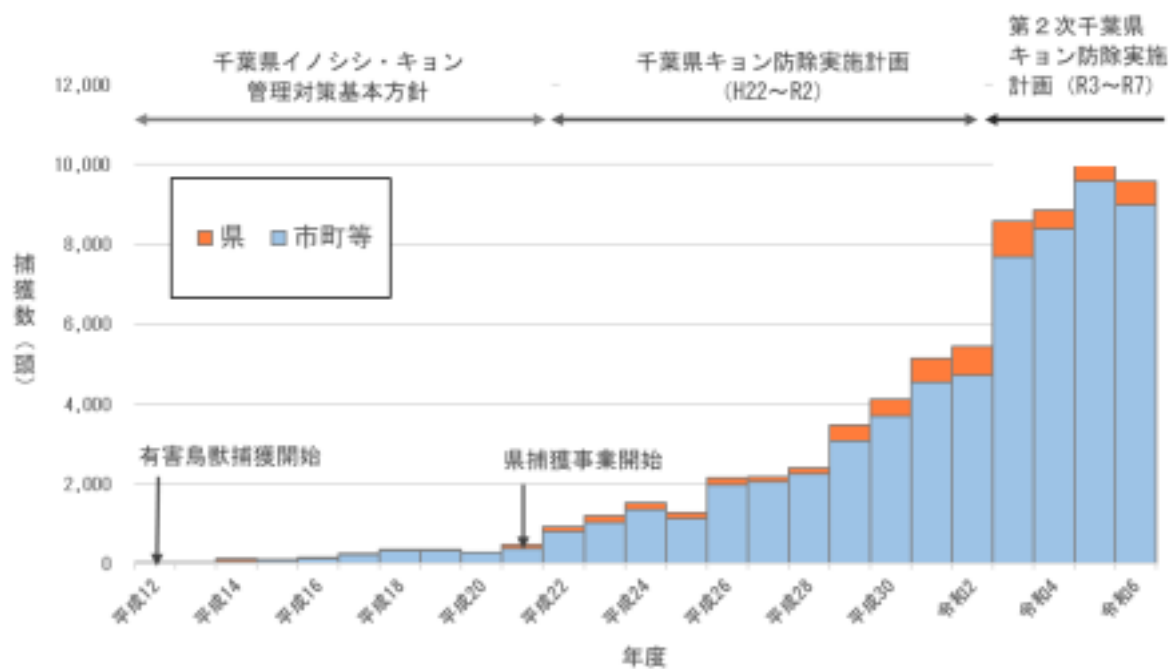


図5 捕獲区分別捕獲数の推移

表4 市町村別捕獲数の推移

地域区分	市町名	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
増殖抑制地域	勝浦市	504	443	521	750	1,117	1,311	1,449	2,633	1,992	2,772	2,209
	いすみ市	364	365	487	1,000	1,049	1,343	1,198	2,072	2,177	2,212	1,793
	大多喜町	80	126	177	189	244	345	420	696	807	1,021	976
	御宿町	20	17	37	57	126	292	298	718	825	400	479
	鴨川市	1,125	1,158	1,071	1,294	1,177	1,161	1,343	1,513	1,635	1,965	1,973
	南房総市	1	9	13	16	40	48	70	100	175	188	288
	鋸南町	9	16	13	54	122	153	182	238	272	398	366
	館山市	1	1	6	7	30	51	79	78	82	101	132
	君津市	51	47	58	83	125	155	204	230	310	417	532
	富津市	0	1	10	15	24	21	26	67	114	189	170
分布拡大防止地域	木更津市	3	3	1	6	17	55	76	153	207	191	253
	市原市	1	1	3	1	13	16	21	31	93	84	145
	睦沢町	0	0	0	0	1	1	2	3	13	21	31
	長南町	0	0	1	0	3	4	12	7	84	128	151
	長柄町	0	0	0	0	0	0	1		3	1	12
	一宮町	0	0	2	1	30	50	54	43	73	57	76
未定着地域	袖ヶ浦市	0	0	0	1	0	2		3	1	8	6
	千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	茂原市	0	0	0	1	0	0	1	2	1	0	1
	東金市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八街市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山武市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	合計	2,161	2,187	2,400	3,475	4,118	5,008	5,436	8,587	8,864	10,154	9,594

※県捕獲を含む

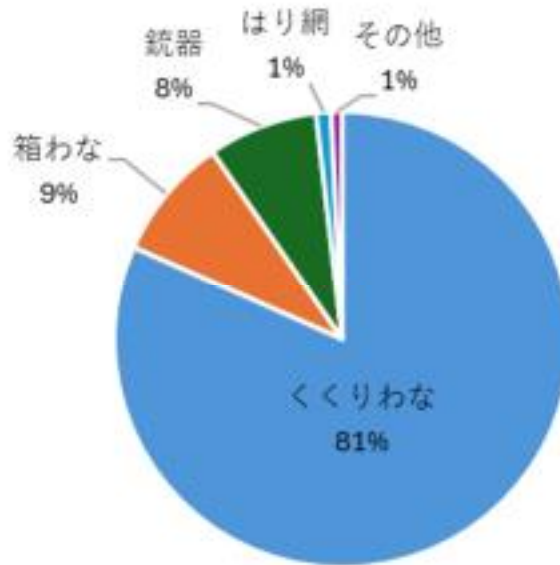


図6 捕獲方法別捕獲割合（令和6（2024）年度）

※「その他」には不明を含む

## 6. 第2次計画における目標の達成状況、成果及び課題

### （1）目標の達成状況

第2次計画では年次の捕獲目標を8,500頭に定め、令和3（2021）年度以降、捕獲目標を達成したものの、生息数の増加を抑えることはできなかった。

また、キョンの定着が確認されている市町村が増加しており、分布の拡大に歯止めがかけられていない状況である。

地域区分ごとの目標の達成状況は、以下のとおりである。

#### ①増殖抑制地域

生息数の増加を上回る捕獲圧をかけ、生息数を減少させることを目標としたが、令和元（2019）年度末の推定生息数が58,499頭（中央値）であったところ、令和6（2024）年度末の推定生息数が76,768（中央値）頭であり、生息数を減少させることはできなかった。

また、農作物被害及び生活環境被害を防止することを目標としたが、農作物被害は令和元（2019）年度末の被害金額が1,160千円であったところ、令和6（2024）年度末は5,164千円であり、被害金額が増加した。

生活環境被害は、令和2（2020）年度時点ではいすみ市、勝浦市及び君津市の3市で確認されていたが、令和7（2025）年度時点では、いすみ市等の7市町に拡大した。

#### ②分布拡大防止地域

分布拡大防止ライン北側への分布拡大を防止することを目標としたが、ラインの北側でも定着が確認されており、分布拡大を防止することができなかった。

また、生息数の増加を上回る捕獲圧をかけ、生息数を減少させることを目標としたが、令和元（2019）年度末の推定生息数が9,410頭（中央値）であったところ、令和6（2024）年度末の推定生息数が17,325頭（中央値）であり、生息数を減少させることはできなかった。

また、農作物被害及び生活環境被害を防止することを目標としたが、農作物被害は令和元（2019）年度末の被害金額が0円であったところ、令和6（2024）年度末は1,050千円であり、被害金額が増加した。

生活環境被害は、令和2（2020）年度時点で市原市のみで確認されていたが、令和7（2025）年度時点では、市原市及び睦沢町の2市町で確認されている。

### ③注意地域

積極的に生息情報を収集し、生息が確認された場合は早期に捕獲することで、定着を防止することを目標としたが、茂原市で新たに定着が確認され、定着を防止することができなかった。

なお、第2次計画中に得られた成果及び今後の課題は、以下のとおりである。

#### （2）成果

- ・いすみ市や勝浦市、御宿町では、以前よりキョンの捕獲に取り組んでおり、捕獲の技術が蓄積され、補助金の効果もあり捕獲数が大きく伸びた。勝浦市及び御宿町においては、推定生息数が減少傾向を示し、いすみ市においては、推定生息数が横ばいで推移若しくは減少傾向を示している。これらの市町では、一定の捕獲圧をかけることができたと言える。
- ・既存の捕獲方法であり住宅地でも使用可能な箱わなや改良したくくりわなの実証試験を実施するとともに、その結果を踏まえて捕獲従事者向けの講習会を開催する等、効果的な捕獲方法の普及に着手した。
- ・生息状況を把握するため、生息数の指標となる糞の数を継続して調査することで、生息状況の変動を詳細に把握するとともに、生息数の推定精度を向上することができた。また、捕獲個体調査を実施することで、妊娠率等の関するキョンの基礎情報を蓄積することができた。
- ・分布拡大防止ラインの北側で自動撮影カメラによる生息状況調査を行うことにより、分布の最前線部における生息状況を把握することができた。また、注意地域で寄せられた出没情報を集約することにより、未定着地域での出没状況を把握することができた。
- ・市町村が記録・収集した捕獲データを県が集約し分析することで、地域や手法ごとの捕獲の特徴等、県内全域での捕獲状況を把握することができた。

### (3) 課題

- ・捕獲状況が市町村によって大きく異なり、推定生息数が多いものの捕獲数が伸びていない市町村がある。この原因として、キョンによる被害がイノシシ等と比較して限定的であり、捕獲に対する意欲が高くないことや、効果的な捕獲方法が普及していないことが原因として考えられる。このため、捕獲に対する意欲を高めるとともに、効果的な捕獲方法を普及する必要がある。
- ・分布前線部では、キョンの定着が確認されても十分な捕獲圧をかけられていない場合があり、生息数が急速に増加している。この原因として、低密度で生息しており被害が少ないことから、捕獲体制が十分に整備されていないことや、低密度下での効果的な捕獲方法が開発されていないことが原因として考えられる。このため、実効性の高い捕獲体制の整備を図るとともに、低密度下での効果的な捕獲方法を開発する必要がある。また、北部地域への分布拡大を防止するための効果的な方策を検討する必要がある。
- ・分布前線部や未定着地域での出没情報が十分に把握されていないことから、出没情報の収集体制を強化する必要がある。
- ・ICT 機器等を用いた捕獲を普及し、捕獲の効率化を図る必要がある。
- ・狩猟免許所持者数がピーク時の 3 分の 1 程度であり、また所持者のうち 60 歳以上の割合が 50%を超えており、捕獲の担い手の減少及び高齢化が進んでいることから、新たな捕獲の担い手を確保する必要がある。
- ・令和 3 (2021) 年度以降、捕獲目標である 8,500 頭以上／年度を達成したものの、生息数は減少に転じなかった。この原因として、想定よりも繁殖力が強い可能性があることから、捕獲目標の設定について見直す必要がある。
- ・住宅街での生活環境被害への対策が十分に進んでいないため、住宅街での対策を検討する必要がある。

## 7. 第3次計画の内容

### (1) 目標

#### ①最重要目標

県の北部地域に定着してしまうと、生息数増加に歯止めがかけられず、被害も増加してしまうおそれが高いことから、本計画では北部地域への分布拡大を防止することを最重要目標とする。

#### ②地域区分ごとの目標

防除の最終的な目標は、県内の野外からの完全排除であるが、全県からの完全排除を短期間で達成することは難しいため、段階的に防除の成果を積み重ねた上で、その達成を目指す。

このため、キョンの生息状況は一様ではないことを踏まえ、生息状況に応じて当面の目標を定めるために、表5及び図7のとおり3つの地域区分を設け、地域区分ごとに目標を設定する。

表5 地域区分及び目標

地域区分	定義	目標
増殖抑制地域	キョンが高密度に生息する地域。分布拡大の供給源となり得るため、生息数の低減のための対策が必要となる地域。	<ul style="list-style-type: none"><li>・生息数の増加を上回る捕獲圧をかけ、生息数を減少させる。</li><li>・農作物被害及び生活環境被害を防止する。</li></ul>
分布拡大防止地域	県北部への分布拡大の前線地域であり、分布拡大防止のための対策が必要となる地域。	<ul style="list-style-type: none"><li>・分布拡大防止ラインの北側への分布拡大を防止する。</li><li>・生息数の増加を上回る捕獲圧をかけ、生息数を減少させる。</li><li>・農作物被害及び生活環境被害を防止する。</li></ul>
注意地域	キョンの定着が確認されていないものの、分布拡大に伴い定着するおそれがある地域。	<ul style="list-style-type: none"><li>・積極的に生息情報を収集し、生息<sup>*</sup>が確認された場合は早期に捕獲することで、定着を防止する。</li></ul>

※長期間にわたり一定の場所に止まっている場合や、成獣メスの生息が確認された場合。

#### ③捕獲目標

計画期間の捕獲目標を18,000頭以上/年度とする。この捕獲目標頭数は、計画期間が終了する令和12(2030)年度末の推定生息数を令和6(2024)年度末の推定生息数約94,100頭(中央値)の約8割以下<sup>\*</sup>にするために必要な捕獲頭数を自然増加率を勘案して推定し、設定したものである。なお、捕獲目標については、最新の推定生息数を踏まえ、適宜見直す。

※第2次計画では9割以下に設定していたが、捕獲目標を達成しても生息数が減少に転じなかったことから、減少を確実なものとするため8割以下とした。

## (2) 分布拡大防止ライン

現在、キョンが定着していると考えられる地域から北部地域への分布の拡大を防止するために、市原市北部～茂原市北西部～一宮町北部にかけて、分布拡大防止ラインを設定する(図7)。

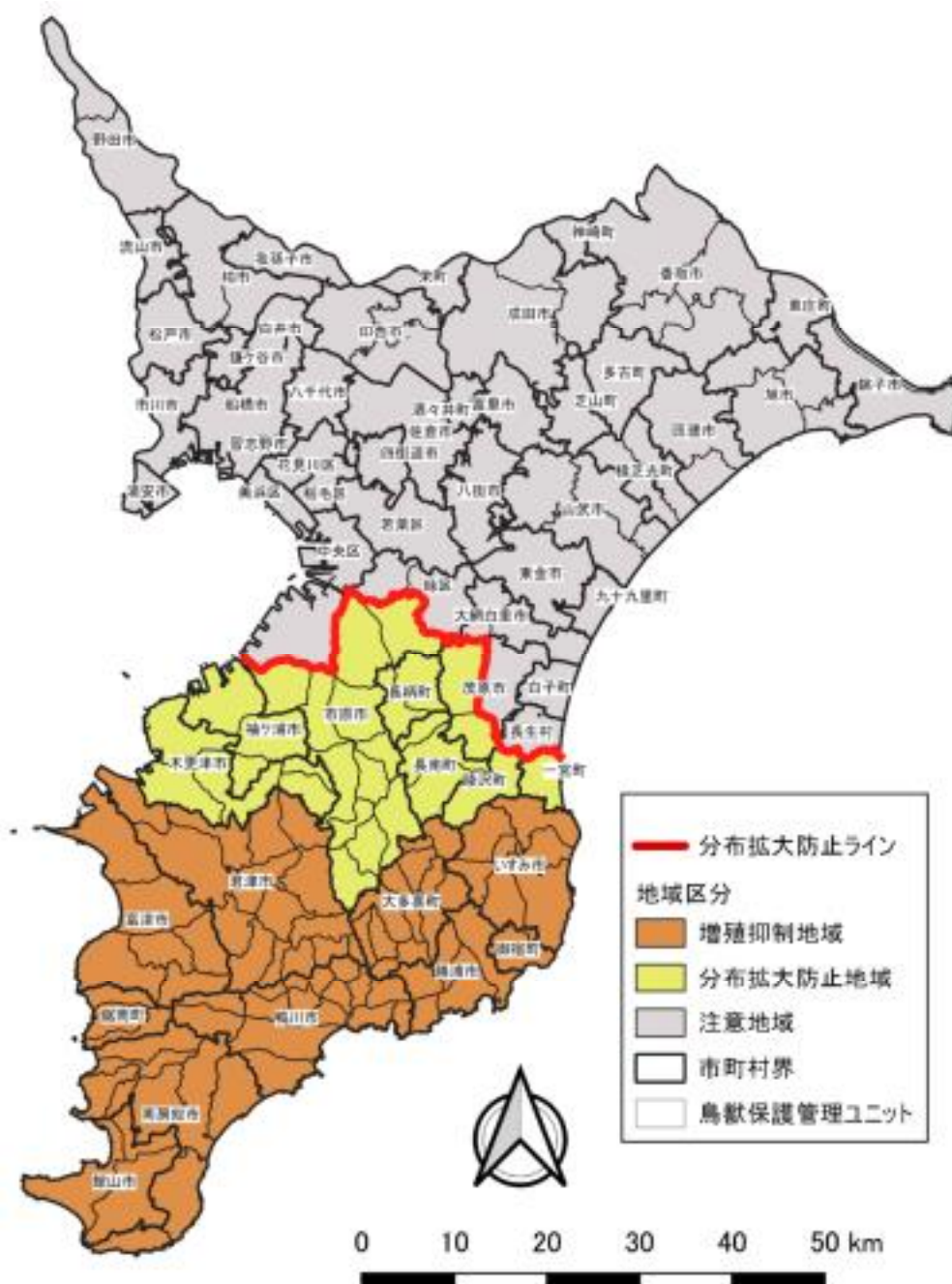


図7 防除のための地域区分及び分布拡大防止ライン

### (3) 地域区分ごとの対策方針

地域区分ごとの対策方針は以下のとおりとする。

#### 【増殖抑制地域】

- ・ 生息数が減少傾向となる地域を増やし、その積み重ねにより全体として生息数の低減を図る。
- ・ 広い範囲に捕獲圧をかけるとともに、生息数が特に多い地域では局所的に高い捕獲圧をかけるなど、効果的に生息数の低減を図る。
- ・ 農作物被害及び生活環境被害を防止するため、防護柵の設置や生息環境管理も含めた被害対策を実施する。

#### 【分布拡大防止地域】

- ・ 分布拡大防止ライン付近における生息状況を把握するため、重点監視地域を設定し、重点的に生息情報を収集する。
- ・ 分布拡大防止ライン付近において、実効性の高い捕獲体制を構築し、集中的な捕獲を実施する。
- ・ 分布拡大を防止するための物理柵等の設置について検討する。
- ・ 農作物被害及び生活環境被害が確認された場合は、防護柵の設置や生息環境管理も含めた被害対策を実施する。

#### 【注意地域】

- ・ 積極的な生息情報の収集に努め、定着の危険性がある場合には速やかに対策を講じ、定着の防止を図る。
- ・ 生息情報の収集にあたっては、広範囲で情報を収集しつつ、定着が確認された場合には情報を詳細に把握する。

### (4) 捕獲の取組

#### ① 捕獲の実施体制

##### ア 県

- ・ 特に生息密度が高く捕獲圧が不足している地域や分布拡大が懸念される地域において、集中的に捕獲を実施する。
- ・ 分布拡大防止ライン付近は、生息密度が低く捕獲が困難であることから、実効性の高い捕獲体制を構築し、必要十分な捕獲圧をかける。
- ・ 目標を達成するために必要な捕獲数や捕獲努力量（わなの設置数や設置日数等）を把握し、市町村と共有して計画的に捕獲を実施する。
- ・ 補助金により市町村の捕獲活動を支援するとともに、市町村等に対し捕獲に関する知見や技術の普及を行うことで、捕獲体制の整備を推進する。

## イ 市町村

- ・地域の実状を踏まえた上で捕獲体制の整備を進め、捕獲に係る国交付金や県補助金を活用しながら捕獲圧の強化を図る。

### ② 捕獲に係る法令

キョンの捕獲に際しては、外来生物法に基づく捕獲とともに、鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲の制度も活用して捕獲を実施する（表6）。

外来生物法に基づく捕獲を実施する上では、県又は市町村は、同法に基づく従事者証（別添2）を発行し、従事者数や従事者情報等をまとめ、これを従事者台帳（別添3）として管理する。また、原則として狩猟免許を有する者が従事するものとするが、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有すると認められる者については、免許非保持者であっても従事者に含めることができる。その場合、免許非保持者は県又は市町村が実施する法令や安全管理等の内容を含んだ従事者講習会を受講するものとする。

また、鳥獣保護管理法第12条第1項第3号で定める禁止猟法を使用する場合は、鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲により実施する。

なお、止めさし等の目的で、必要があつてキョンを生きたまま保管・運搬等する場合については、外来生物法に基づく保管・運搬等の規制は適用しないものとする。その場合、行為の途中で逃げ出されないような措置を講ずることとする。

表6 キョンの捕獲に係る法令間の比較

	外来生物法に基づく防除	鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体、農林水産業に係る被害の防止</li> <li>・ 被害未発生時における予防的捕獲、生態系からの完全排除も含んだ防除が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系に係る被害の防止等</li> <li>・ 野生鳥獣の保護と被害防止の両立が必要となる（ただし、外来鳥獣については、被害未発生時においても捕獲許可の申請が可能）</li> </ul>
捕獲数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数年の計画期間について、数量の上限を設ける必要なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量を決めて許可申請</li> </ul>
捕獲個体の取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲個体の処分の一時的な保管・運搬が可能</li> </ul>	
捕獲従事者の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県又は市町村が従事者証を作成</li> <li>・ 捕獲従事者の情報等を従事者台帳としてまとめ、県又は市町村が管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可権者が従事者証を作成</li> </ul>

狩猟免許 非所持者 の扱い	・適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者は、捕獲従事者に含むことができ、わなの設置から捕獲、運搬までの一連の作業が可能	・原則としてわなの設置、止めさしは実施できない(わなの見回り、餌の設置等は可能)
禁止猟法 の使用	・使用できない	・許可を受ければ可能

### ③ 捕獲の際の留意点

捕獲の実施にあたっては、以下の事項に留意して行うものとする。

- ・捕獲を行う際には、事故の発生防止に万全の対策を講じるとともに、県や市町村等は事前に地域住民等への周知を図ること。
- ・捕獲作業の際には、従事者は県や市町村が発行する従事者証を携帯すること。
- ・わな等の捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨、防除実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うこと。
- ・わな等を用いて捕獲する場合、原則として1日1回わな等を巡視すること。
- ・わな等を用いた捕獲で誘引餌を使用する場合には、他の獣類の錯誤捕獲を避けるように、使用する誘引餌に注意して行うこと。
- ・錯誤捕獲が生じた場合は、速やかに解放するとともに、県あるいは市町村に錯誤捕獲した種や捕獲状況等について報告すること。
- ・鳥獣保護管理法第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。
- ・鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲は行わないこと。
- ・鳥獣保護管理法第15条第1項で指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。
- ・鳥獣保護管理法第35条第1項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域では、同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わないこと。
- ・鳥獣保護管理法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲は行わないこと。
- ・銃器による捕獲を行う場合は、鳥獣保護管理法第38条において禁止されている行為を行わないこと。

#### ④ 捕獲の記録

生息状況や捕獲作業の実施状況を正しく把握し、捕獲の進め方を検討する上での基礎資料とするため、外来生物法に基づき捕獲を行う場合は、捕獲作業の実施状況及び捕獲個体に関するデータを別添4の様式にて、鳥獣保護管理法に基づき捕獲を行う場合は、法令等で定めた様式を基本にして、それぞれ記録する。

捕獲データは捕獲従事者が記録し、市町村等の捕獲実施主体がとりまとめて県に提出する。県は提出された記録を分析するとともに、各主体にその結果をフィードバックする。

#### ⑤ 捕獲個体の取扱い

処分方法は、動物福祉及び公衆衛生等に配慮し、できる限り苦痛を与えない方法とする。必要に応じて試料を採取し、モニタリングに供する。

#### ⑥ 捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者、または法第4条第2項の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができる。

上記譲り渡しのうち「その他公益上の必要があると認められる目的」で行うものについては、外来生物法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可のほかに、下記の要件を満たす団体を通じて譲り渡すことができる。

- ・ 捕獲個体を速やかに引き取ることができること。
- ・ 不妊手術、マイクロチップの装着、感染症の予防措置を実施すること。
- ・ 定期的に飼養等の状況について報告すること。

#### ⑦ 効果的な捕獲方法の開発及び普及

県は、キョンの生態を踏まえて、市町村等の関係機関や捕獲従事者に対し、住宅地での捕獲方法を含め、効果的・効率的な捕獲方法の普及を図る。また、生息密度が低い地域での効果的な捕獲方法の開発に取り組む。

#### ⑧ デジタル技術の推進

捕獲従事者が限られていることから、捕獲に係る作業や記録の効率化を図ることも重要である。

このため、自動通報装置等のICT機器等の活用を積極的に推進することにより、わなの見回りを省力化する等して、効果的かつ効率的な捕獲につなげる。

#### **(5) 農作物被害及び生活環境被害への対応**

県は、市町村が被害防止計画を策定する際の参考情報として、目標を達成するために必要な捕獲頭数や捕獲努力量（わなの設置数や設置日数等）の情報を提供する。

また、防護柵の効果的な設置を行い、管理方法の普及を通して、農作物被害の軽減を図る。設置に当たっては、被害地全体での被害減少を図るため、イノシシやニホンジカ等と兼用の柵を効果的に設置する。

農作物被害を軽減するには、収穫しない野菜や果物の処分・伐採、荒廃農地の解消等により、キョンを集落に寄せ付けない環境づくりが必要である。このため、地域全体で集落や農地に容易に出没できないよう生息環境管理を推進する。

柵の維持管理や現場指導に関しては、県が有害獣対策指導員を配置し、定期的に巡回、指導し、地元住民や農林業者の意識や技術の向上を図る。

さらに、住宅街での生活環境被害を低減させるための効果的な方策について検討する。

#### **(6) 特に保護すべき生物が生育する地域への対応**

県は希少な植物または地域生態系における重要な植物を、キョンの採食等から保護をする必要がある地域については、被害実態の把握に努めるとともに、効果的な対策についての検討を行う。

#### **(7) 担い手の確保**

県及び市町村は、キョンの捕獲に関する経験の浅い者が、個別の指導や講習会を通して知見や技術を身につけられるような、担い手の技術力を高める育成体制の整備に努める。特に指導者の不足する地域では、専門家や他地域の従事者等の指導により技術の普及に努める。

また、千葉県有害鳥獣捕獲協力隊事業や新人ハンター入門セミナー等をとおして、新たな捕獲の担い手を確保する。

さらに、免許非所持者の活用を含めて、多様な主体の捕獲活動への参画を促し、担い手の確保に努める。

#### **(8) 調査・モニタリング**

防除の効果検証を行うとともに、その結果を防除事業に適切に反映するために、生息状況や被害発生状況等の把握を目的としたモニタリングを実施する。

モニタリングの実施にあたり、県及び市町村はキョン防除に係る基礎データを収集するため、捕獲従事者や農家等に対し、基礎データ収集への協力を求める。

また、県はモニタリング結果を分析し、分析結果を市町村等にフィードバックするとともに、防除事業に適切に反映させ、必要と判断された場合は計画や捕獲目標頭数の見直しを行う。

さらに、県北部への北上を防止するため、分布拡大防止ラインの北側である千葉市

緑区東部及び大網白里市西部、並びに分布拡大防止ラインの南側である市原市北東部及び茂原市北西部を重点監視地域に定め（図8）、重点的にキョンの生息情報を収集する。なお、重点監視地域は、最新の生息状況を踏まえ、適宜見直すこととする。

### モニタリングの項目

#### 【毎年実施する内容】

- ・ 捕獲個体の記録（捕獲日時、捕獲地点、性別、捕獲方法等）
- ・ わなの設置記録
- ・ 目撃情報
- ・ 自動撮影カメラ調査（重点監視地域）
- ・ 農作物の被害金額、面積
- ・ 糞粒数
- ・ 個体数推定

#### 【定期的実施する内容】

- ・ 集落アンケート
- ・ 植生への影響調査
- ・ 繁殖状況、齢査定（一部の捕獲個体）

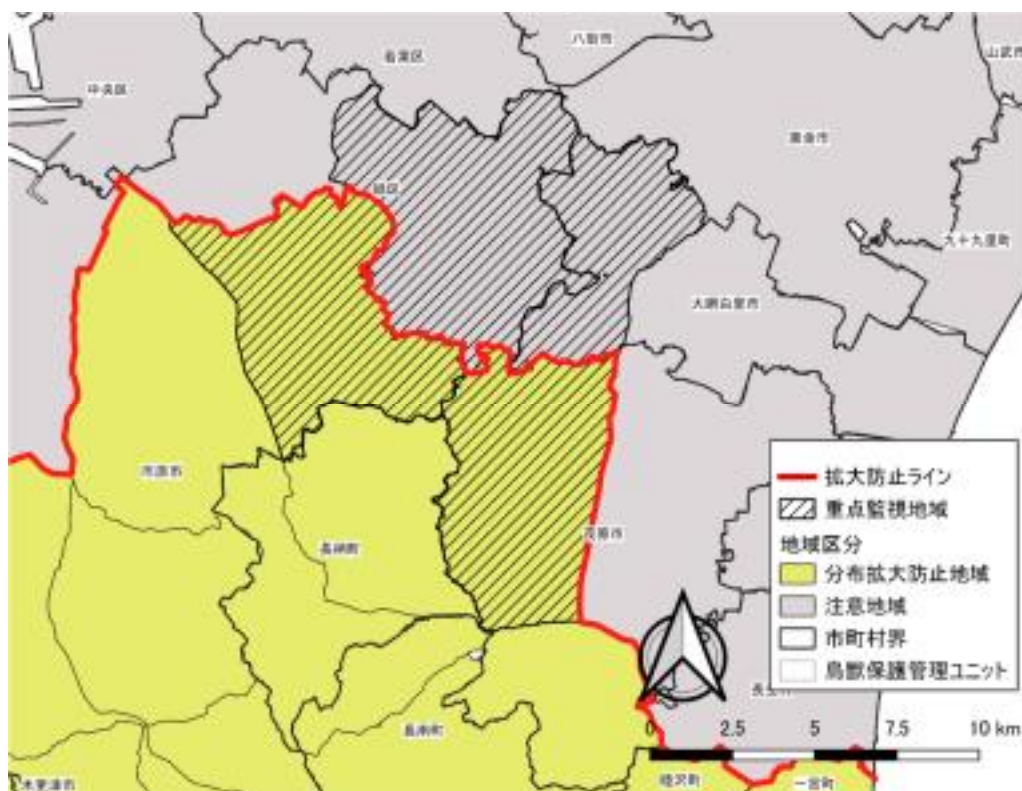


図8 分布拡大防止のための重点監視地域

### **(9) 防除に関する啓発等**

県及び市町村は、ホームページの活用や、講習会の開催、関係団体との協力等により、生物多様性の保全のためのキョン防除の意義や重要性、事業内容について県民の理解を促すために啓発に努める。

また、防除にあたっては、防除を行う地域の住民や土地所有者等に対して、地域説明会や広報等を通じて防除の実施内容について周知し、理解を得るよう努める。

### **(10) 研究機関や近隣都県との連携**

県は、千葉県から関東平野への分布拡大を阻止することを目的に、環境総合研究推進費により実施される研究プロジェクト「特定外来生物キョンの関東平野への分布拡大阻止に向けた監視および早期防除システムの開発」(令和7～9年度)に協力し、環境DNAを用いた生息状況の把握等の最新技術について情報収集するとともに、得られた知見を活かして効果的な防除の実施に努める。

また、キョンの防除を実施している東京都と連携し、防除方法等の情報共有を図るとともに、茨城県や埼玉県等の近隣県と生息状況等の情報共有に努める。

### **(11) 計画の実施及び検証体制**

計画の実施にあたっては、県は市町村、農業者、地域住民、農業者団体、狩猟者団体、研究機関等と連携して取り組む。

また、計画が効果的に実施されるよう「千葉県環境審議会鳥獣部会」及び「千葉県環境審議会鳥獣部会キョン小委員会」において、防除実施計画の進捗状況や実施した施策の効果を評価・検証する(図8)。なお、防除実施計画の進捗状況について中間評価を行うため、「千葉県環境審議会鳥獣部会キョン小委員会」を適切な時期に開催する。

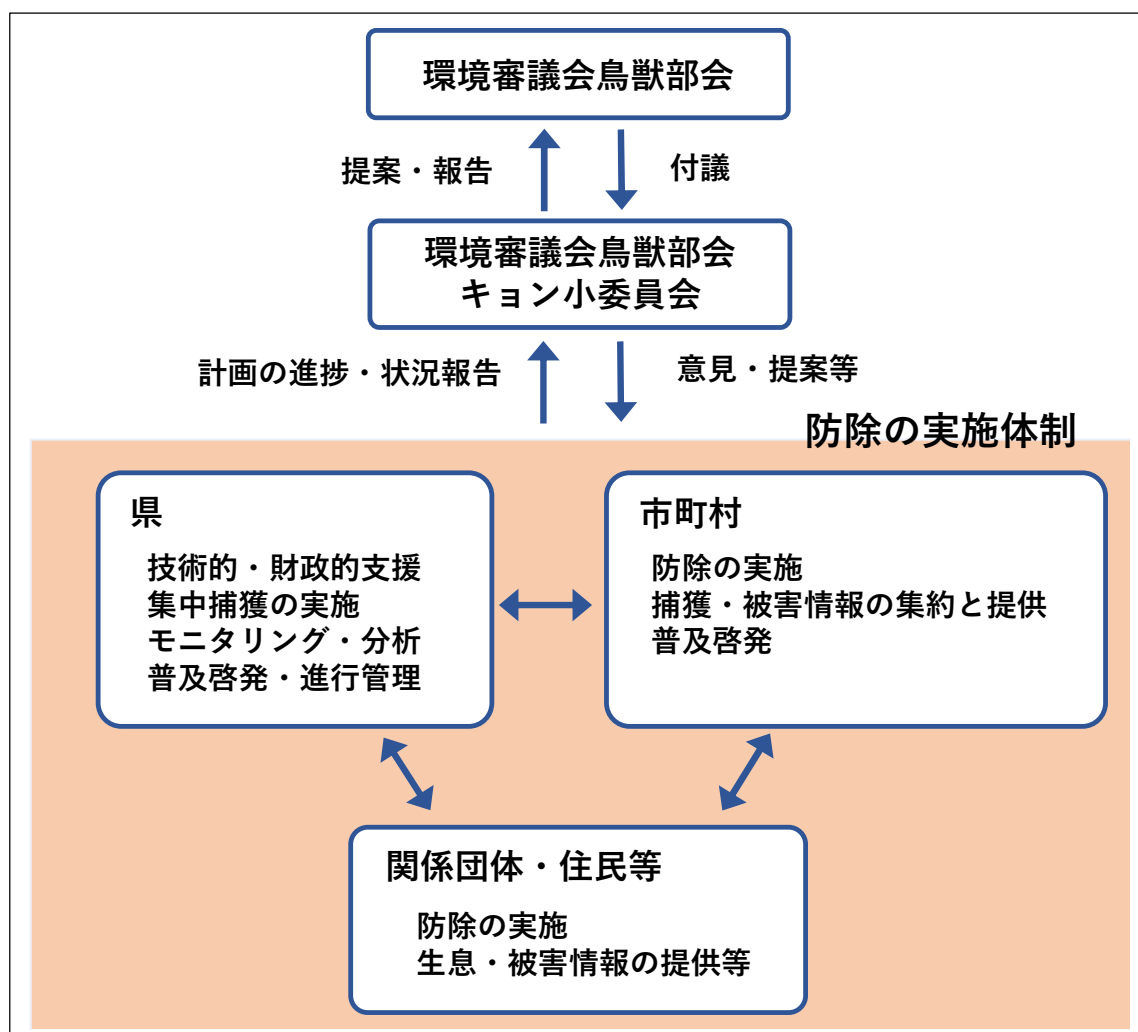


図8 キョン防除実施計画の実施体制

#### 引用文献

- 浅田正彦. 2014. 千葉県におけるキョンの体重と繁殖状況—2008～2012年度 県資料回収事業のまとめ—. 千葉県生物多様性センター研究報告, 8: 37-40.
- 株式会社一成. 2024. 令和5年度ニホンジカ・キョン生息状況調査業務報告書.
- 千葉県環境生活部自然保護課・房総のシカ調査会. 2007. 平成18年度外来種緊急特別対策事業（キョンの生息状況等調査）報告書.
- 千葉県環境生活部自然保護課・千葉県立中央博物館・房総のシカ調査会. 2008. 平成19年度外来種緊急特別対策事業（キョンの生息状況等調査）報告書.
- 株式会社ROOTS. 2019. 平成29～30年度キョンGPSテレメトリー調査業務報告書.
- 浅田正彦・落合啓二・長谷川雅美. 2002. 房総半島及び伊豆大島におけるキョンの帰化・定着状況. 千葉中央博自然誌研究報告, 6: 87-94.

Pollard, E. and A. S. Cooke. 1994. Impact of muntjac deer *Muntiacus reevesi* on egg-laying site of the white admiral butterfly *Ladona camilla* in a Cambridgeshire wood. *Biological Conservation*, 70: 189-191.

別添 1 役割分担

	捕獲等	被害防除策	モニタリング	普及啓発等ほか
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分布拡大地域や高密度地域での捕獲の実施 (1、2、3)</li> <li>・捕獲個体の処理 (1、2)</li> <li>・捕獲目標設定 (1、2)</li> <li>・市町村への支援 (1、2、3)</li> <li>・関係者との連絡調整 (1、2、3)</li> <li>・捕獲方法の開発、検証 (2)</li> <li>・担い手の育成 (1、2、3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な被害防除策の検討 (1、2)</li> <li>・関係機関との情報交換 (1、2、3)</li> <li>・被害防除策実施の支援 (1、2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況等モニタリング (1、2、3)</li> <li>・科学的データの蓄積、分析 (1、2、3)</li> <li>・モニタリング結果のフィードバック (1、2、3)</li> <li>・農作物被害状況の把握、とりまとめ (1、2、3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、講習会等による普及啓発 (1、2、3)</li> <li>・国、他自治体、専門家等との情報交換</li> <li>・小委員会開催による合意形成</li> <li>・防除実施計画の進行管理、修正等</li> <li>・市町村等への助言 (1、2、3)</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲の実施 (1、2、3)</li> <li>・捕獲個体の処理 (1、2、3)</li> <li>・担い手の育成 (1、2、3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民への情報提供 (1、2、3)</li> <li>・地域住民への被害防除策実施の支援 (1、2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目撃情報等の把握、提供 (1、2、3)</li> <li>・被害状況の把握、県への情報提供 (1、2、3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、講習会等による普及啓発 (1、2、3)</li> <li>・地域住民への情報提供 (1、2、3)</li> </ul>
関係団体・住民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>【農協、農業者、住民】</li> <li>・生息情報の提供 (1、2、3)</li> <li>・捕獲等の実施 (1、2)</li> <li>【地域団体、NPO等】</li> <li>・生息情報の提供 (1、2、3)</li> <li>【猟友会等】</li> <li>・捕獲等の実施 (1、2、3)</li> <li>・従事者への捕獲技術の普及 (1、2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【農協、農業者、住民】</li> <li>・被害防除策の実施 (1、2)</li> <li>・農地の適正管理、放棄作物等の撤去 (1、2、3)</li> <li>・誘引要因の除去(生ゴミの適正管理等) (1、2、3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息情報、被害情報の提供 (1、2、3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防除事業への理解と協力 (1、2、3)</li> </ul>

※「1」は増殖抑制地域、「2」は拡大防止地域、「3」は注意地域

別添2 防除実施計画に基づく従事者証

<p>第〇〇号</p> <p style="text-align: center;">千葉県キョン防除実施計画に基づく 従事者証</p> <p style="text-align: right;">所属の長 印</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 従事者証は、キョンの捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。</p> <p>2 従事者証は、捕獲等をする期間終了後 30 日以内に、所属の長に返納し、かつ、捕獲等について「捕獲記録」により報告をしなければならない。</p>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>氏名 (団体名)</td><td></td></tr> <tr><td>生年月日</td><td></td></tr> <tr><td>目 的</td><td></td></tr> <tr><td>捕獲等をする区域</td><td></td></tr> <tr><td>捕獲等をする期間</td><td></td></tr> <tr><td>捕獲の方法</td><td></td></tr> <tr><td>捕獲後の処置</td><td></td></tr> <tr><td>備 考</td><td></td></tr> </table>	住 所		氏名 (団体名)		生年月日		目 的		捕獲等をする区域		捕獲等をする期間		捕獲の方法		捕獲後の処置		備 考		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="4" style="text-align: center;">捕獲等実績報告</th></tr> <tr> <th style="width: 25%;">捕獲等の場所</th> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 25%;">数量</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; height: 100px;">(捕獲結果は、裏面に記載してください。)</td> </tr> </table>	捕獲等実績報告				捕獲等の場所		数量	備 考	(捕獲結果は、裏面に記載してください。)			
住 所																															
氏名 (団体名)																															
生年月日																															
目 的																															
捕獲等をする区域																															
捕獲等をする期間																															
捕獲の方法																															
捕獲後の処置																															
備 考																															
捕獲等実績報告																															
捕獲等の場所		数量	備 考																												
(捕獲結果は、裏面に記載してください。)																															

別添3 キョン防除従事者台帳

「キョン防除従事者台帳」

番号	住 所	氏 名	団体名(個人の場合は個人)	免許の種類	区域	期間	捕獲方法
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

別添 4 キョン捕獲記録表（銃猟用）

**出猟記録**

No.	出猟日	出 猟 場 所			出猟人数 (勢子含む)	捕 獲 頭 数	目 撃 頭 数 (捕獲頭数は 含まない)
		市町村名	メッシュ 番号	ユニット名			
例 1	12/5	君津市	206	T7	10	2	1
例 2	//	//	//	T8	//	0	0
1	/						
2	/						
3	/						
4	/						
5	/						
6	/						
7	/						
8	/						

※出猟日や出猟場所が異なる場合は、別の行に記入してください。  
 ※捕獲頭数や目撃頭数が0頭でも必ず記入してください。

**捕獲記録**

No	捕獲日	捕獲場所			性別	成・幼	体重 (kg)	妊娠の有無 (メスの場合)	泌乳の有無 (メスの場合)
		市町村名	メッシュ 番号	ユニット					
例 1	12/5	君津市	206	T7	オス	幼	5	—	—
例 2	12/5	君津市	206	T7	メス	成	10	有	無
1	/								
2	/								
3	/								
4	/								
5	/								
6	/								
7	/								
8	/								

別添 4 キョン捕獲記録表（わな猟用）

**わな設置記録**

No	わな番号	設置期間	捕獲方法		設置場所			捕獲頭数	
			種類	設置数	市町村名	メッシュ番号	ユニット		
例	1	6/1 ~ 10/15	くくり	箱 罠	5	勝浦市	231	U2	2
1	/	/ ~ /	くくり	箱 罠					
2	/	/ ~ /	くくり	箱 罠					
3	/	/ ~ /	くくり	箱 罠					
4	/	/ ~ /	くくり	箱 罠					
5	/	/ ~ /	くくり	箱 罠					
6	/	/ ~ /	くくり	箱 罠					
7	/	/ ~ /	くくり	箱 罠					
8	/	/ ~ /	くくり	箱 罠					

※わなの種類や設置場所が異なる場合は、別の行に記入し、新たなわな番号を振って管理してください。  
 ※捕獲頭数が0頭のわなについても必ず記入してください。

**捕獲記録**

No	わな番号	捕獲日	捕獲方法	捕獲場所			性別	成・幼	体重(kg)	妊娠の有無 (メスの場合)	泌乳の有無 (メスの場合)	
				市町村名	メッシュ番号	ユニット						
例1	1	7/1	くくり	箱 罠	勝浦市	231	U2	メス	成	9	無	有
例2	1	9/25	くくり	箱 罠	勝浦市	231	U2	オス	成	11	-	-
1	/	/	くくり	箱 罠								
2	/	/	くくり	箱 罠								
3	/	/	くくり	箱 罠								
4	/	/	くくり	箱 罠								
5	/	/	くくり	箱 罠								
6	/	/	くくり	箱 罠								
7	/	/	くくり	箱 罠								
8	/	/	くくり	箱 罠								

※わな番号は「わな設置記録」のわな番号と合わせてください。

## 第 2 次千葉県キョン防除実施計画

令和 3 年 3 月

千葉県

## 目次

1. 背景及び目的	1
2. 防除を行う特定外来生物の種類	2
3. 防除を行う区域	2
4. 計画期間	2
5. 現状	2
(1) 分布状況	2
(2) 推定生息数	3
(3) 生態	6
(4) 被害状況	7
(5) 捕獲状況	9
6. 第1次計画における取組、評価	11
(1) 第1次計画における取組	11
(2) 評価	11
7. 第2次計画の内容	13
(1) 目標	13
(2) 分布拡大防止ライン	13
(3) 地域区分ごとの対策方針	15
(4) 捕獲の取組	15
(5) 農作物被害及び生活環境被害への対応	18
(6) 特に保護すべき生物が生育する地域への対応	18
(7) 担い手の確保	19
(8) 調査・モニタリング	19
(9) 防除に関する啓発等	19
(10) 計画の実施及び検証体制	20
引用文献	20
別添1 役割分担	21
別添2 第2次千葉県キョン防除実施計画に基づく従事者証	22
別添3 キョン防除従事者台帳	23
別添4 捕獲記録表	24

## 1. 背景及び目的

生物多様性とは「生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性」のことを示すが、生物多様性を脅かす危機のひとつに、人為的に持ち込まれた外来種による生態系の攪乱があげられる。野生生物の本来の移動能力を超えて、人為的に、意図的・非意図的に、他の地域から導入された外来種は、在来種の捕食や競合等、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっている。

このような状況の中、平成 17（2005）年 6 月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」という。）において、キョン *Muntiacus reevesi*（以下、「キョン」という。）は「特定外来生物」に指定され、飼育、保管又は運搬（以下、「飼養等」という。）、輸入及び販売は原則禁止に、野外に放つ行為は禁止となった。

キョンは中国南東部及び台湾に自然分布しているシカ科の哺乳類で、千葉県におけるキョンの移入源は勝浦市にあった私立観光施設（平成 13（2001）年閉園）と考えられており、移入時期は昭和 30（1960）年代から昭和 60（1980）年代の間であると推定されている（浅田ほか 2002）。

千葉県では平成 12（2000）年 1 月 28 日に「千葉県イノシシ・キョン管理対策基本方針（千葉県環境部長通知）」を策定し、キョンを県内の自然から排除することを目標として、管理目標の設定、施策の実施、モニタリング調査による施策の評価、目標や施策の見直しを一連のシステムとして推進することを示した。

また、生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めるため、県は平成 20（2008）年に「生物多様性ちば県戦略」を策定した。同戦略では、防除の緊急性の高いキョン等の特定外来生物については、関係市町村と連携して計画的な防除に取り組むものとした。

県による防除の取組としては、平成 12（2000）年度から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」という。）に基づくキョンの有害鳥獣捕獲を開始した。しかし、分布拡大と推定生息数の増加が続いたことから、県は平成 21（2009）年 3 月に「千葉県キョン防除実施計画（以下、「第 1 次計画」という。）」を策定した。第 1 次計画では、県、市町村、農業者、関係団体、県民等がそれぞれの役割を担い、県内のキョン問題に対する共通の理解を深め、情報の共有化を図ることにより、効果的で継続的な防除を実施することを目的に、生息数の低減化を図ることを当面の目標とし、県内の野外から完全排除することを最終目標として防除を進めてきた。しかし、キョンの生息域はさらに拡大を続け、平成 16（2004）年度は 5 市町で分布が確認されていたが、令和 2 年（2020）年度には 17 市町に達した。また、キョンの推定生息数も増加し続け、平成 18（2006）年度にはおよそ 9,200 頭であったが、令和元年（2019）年度にはおよそ 44,100 頭に達した。

このような背景のもと、引き続き効果的で継続的なキョンの防除を実施し、分布拡大の防止、生息数の低減化、農作物被害や生活環境被害の防止を図り、最終的にはキョンの完全排除を目指すために、第 2 次防除実施計画を策定する。

## 2. 防除を行う特定外来生物の種類

キョン (学名 : *Muntiacus reevesi*)

## 3. 防除を行う区域

千葉県全域

## 4. 計画期間

令和3(2021)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までとし、キョンの生息状況等に大きな変化が見られた場合や、新たな科学的知見が得られた場合等には、必要に応じ計画を見直すものとする。

## 5. 現状

### (1) 分布状況

キョンの分布は拡大傾向にあり、キョンの定着が確認されている市町村数<sup>※</sup>は、平成16(2004)年度は5市町だったが、令和2(2020)年度には17市町に拡大している。(図1)。

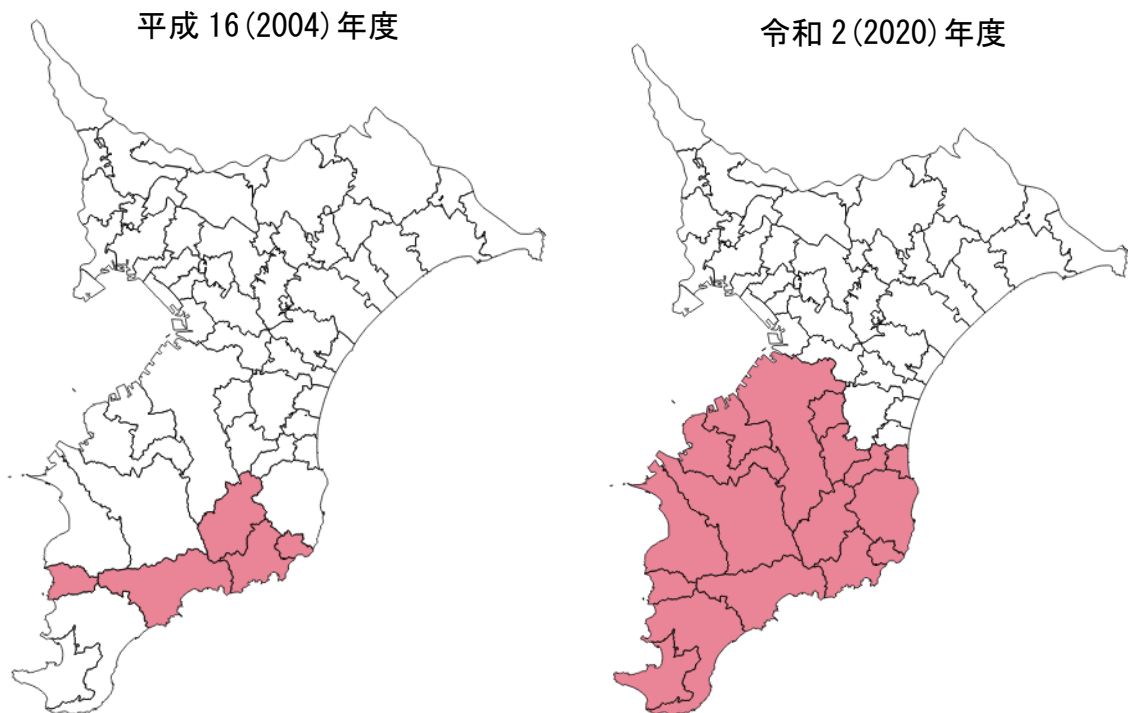


図1 キョンの定着が確認されている市町村

※「成獣メスの生息が確認されている」「成獣メスの捕獲実績がある」「糞粒調査で糞が継続的に確認されている」のいずれかに該当する場合を、キョンが定着しているとした。

※全体ではなく一部のみで定着が確認されている場合でも、市町村全体を着色して示した。

## (2) 推定生息数

県内におけるキョンの推定生息数は、平成 18 (2006) 年度には中央値で 9,194 (95%信用区間 4,147~17,402) 頭であったが、令和元 (2019) 年度には中央値で 44,054 (95%信用区間 22,002~75,442) 頭まで増加した (図 2)。

市町別では、令和元 (2019) 年度時点の推定生息数 (中央値) は君津市が最も多く、鴨川市、大多喜町、富津市及びいすみ市がそれらに次いでいる (表 1)。多くの市町で推定生息数が増加傾向を示したが、令和元 (2019) 年度にはいすみ市や勝浦市、御宿町では、横ばいで推移又は減少傾向を示した。

また、推定生息密度は、キョンが最初に野外で確認された県南東部を中心に高い状況である (図 3)。

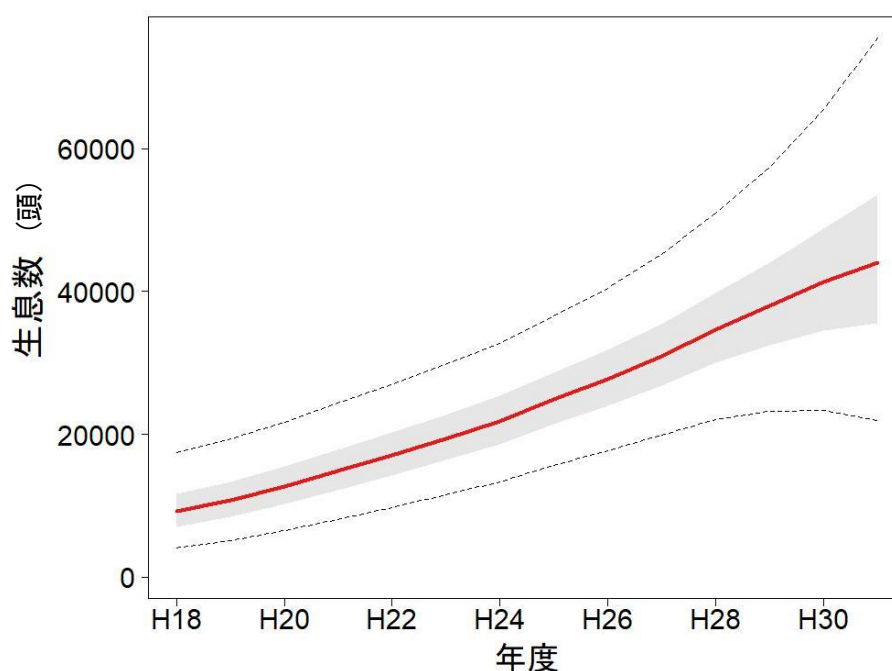


図 2 全県の推定生息数の推移

※赤実線が中央値、破線が 95%信用区間、グレーの範囲が 50%信用区間を示す。

表 1 市町別推定生息数

(単位：頭)

市町名	年度						
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
館山市	72	84	98	115	134	157	184
木更津市	235	270	308	353	403	460	527
勝浦市	1,039	1,250	1,507	1,784	2,086	2,419	2,787
市原市	367	428	499	584	685	804	945
鴨川市	2,551	2,963	3,538	4,176	4,610	5,006	5,205
君津市	1,481	1,713	1,982	2,288	2,639	3,029	3,482
富津市	469	559	667	796	949	1,132	1,348
袖ヶ浦市	35	40	47	55	64	74	87
南房総市	307	357	416	486	570	669	787
いすみ市	937	1,137	1,398	1,672	1,976	2,286	2,662
一宮町	32	38	45	54	65	78	94
大多喜町	1,104	1,274	1,474	1,703	1,969	2,254	2,546
御宿町	340	387	437	494	552	619	682
鋸南町	225	259	296	341	392	445	509
合計	9,194	10,760	12,713	14,900	17,093	19,432	21,845

市町名	年度						
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
館山市	215	253	294	340	391	428	458
木更津市	607	700	810	940	1,088	1,250	1,402
勝浦市	3,221	3,457	3,802	4,147	4,343	4,229	3,888
市原市	1,108	1,300	1,527	1,796	2,116	2,474	2,884
鴨川市	5,734	5,991	6,239	6,605	6,813	7,164	7,482
君津市	4,005	4,580	5,262	6,041	6,932	7,932	9,082
富津市	1,607	1,914	2,281	2,710	3,220	3,821	4,538
袖ヶ浦市	103	122	144	172	203	241	281
南房総市	923	1,091	1,283	1,509	1,773	2,066	2,406
いすみ市	3,069	3,456	3,931	4,414	4,517	4,580	4,306
一宮町	113	138	169	205	251	278	287
大多喜町	2,880	3,244	3,609	3,989	4,417	4,823	5,225
御宿町	748	814	891	958	1,014	1,009	844
鋸南町	580	661	749	855	939	969	972
合計	24,913	27,719	30,991	34,682	38,019	41,264	44,054

※数値は推定生息数の中央値

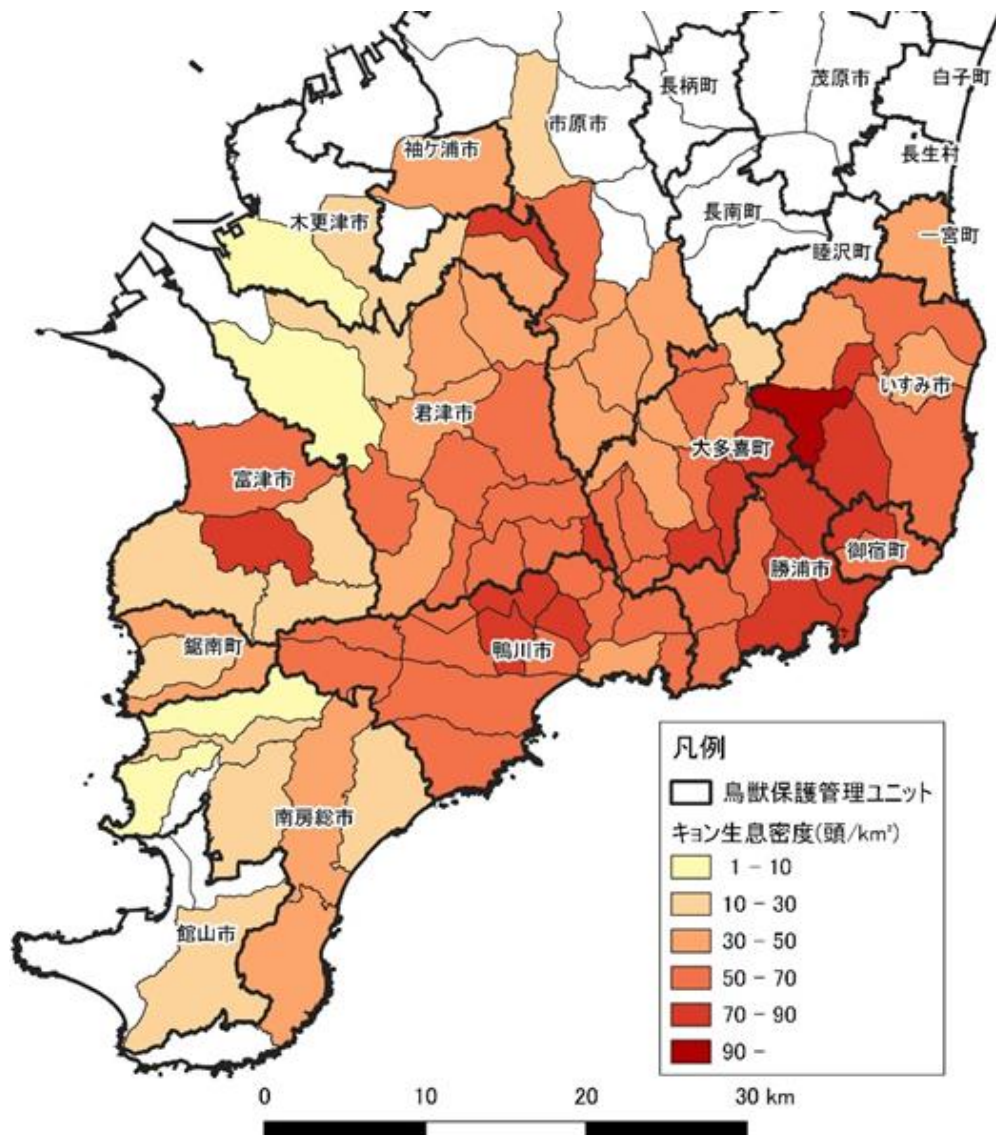


図3 令和元年度の鳥獣保護管理ユニット別推定生息密度  
 ※推定生息数の中央値を各ユニットの森林面積で除して推定生息密度を求めた  
 ※生息が確認されていても、生息密度の推定ができていないユニットがある。

### (3) 生態

#### ア. 食性

県内においては年間を通して木の葉を主に食し、秋にはシイ・カシ類の堅果も多く食している。嗜好種としてはアオキやカクレミノが知られている。同所的に生息しているニホンジカと比較すると、キョンは常緑広葉樹や堅果を多く、イネ科や枯葉、樹枝などは少なく採食していることがわかっており、ニホンジカよりも良質の食物を選択的に食している。

#### イ. 繁殖

キョンのメスは1産1子であり、早ければ生後半年程度で妊娠し、約210日の妊娠期間を経て出産する。県内における妊娠率は、0歳(6ヵ月未満)で6.3%、0歳(6ヵ月以上)で40.4%、1歳で68.2%、2歳以上で65.8%である(野生動物保護管理事務所 2020)。飼育下のキョンでは出産直後に発情・妊娠し、同一個体が1回/年を超す出産を行うことが知られている。出産は年間を通して行われているが、5~10月に出産のピークがあることが知られている(浅田 2014)。

#### ウ. 自然増加率

キョンの自然増加率(出産等による1年あたりの増加割合)は平成20(2008)から平成24(2012)年度の捕獲個体の分析より34%と推定されている(浅田 2014)。また、捕獲数や生息状況のモニタリングの結果から階層ベイズ法を用いて推定された結果では、中央値で18%(95%信用区間は9%~30%)と推定されている。

#### エ. 寿命と年齢構成

捕獲個体の分析によると、最高齢はメスで6~7歳、オスで5~6歳であった。2歳以上が最も多く、次いで1歳、0歳(6ヵ月未満)、0歳(6ヵ月以上)の順で多かった(野生動物保護管理事務所 2020)。

#### オ. 行動圏

いすみ市において行った行動圏調査の結果によれば、平均の行動圏(95%カーネル法)はオスで4.0ha、メスで1.7haであった。個体により行動圏に農地周辺が含まれる割合が大きく異なることや、夜間にその割合が高まる傾向が見られること、良好な餌場があると休息場と餌場の移動を繰り返す可能性があることが明らかとなった(千葉県 2019)。

#### (4) 被害状況

##### ア. 農作物被害

平成 16(2004)年度から勝浦市などで農作物の被害が報告されている。平成 18(2006)年度からの農作物被害金額の推移をみると増加傾向にあり(図 4)、近年は 100 万円から 200 万円程度で推移している。被害品目は水稲、豆類、いも類、野菜類、果樹、特用林産物など多岐にわたって報告されている。

また、被害が発生した市町村も増加傾向にあり、平成 18(2006)年度は 1 市町村から農作物被害が報告されたが、令和元(2019)年度には 8 市町村から報告があった(表 2)。

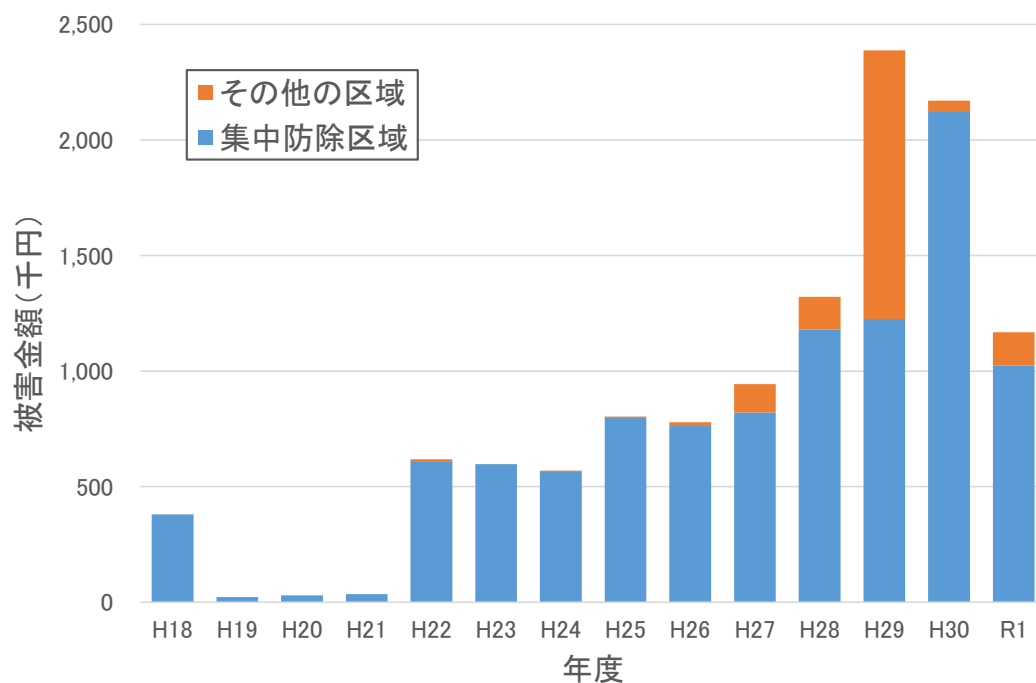


図 4 第 1 次計画における地域区別の農作物被害金額の推移

表 2 市町村別農作物被害金額の推移

第1次計画での地域区分	市町名	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
集中防除区域	勝浦市	380	22	28	0	107	48	0
	君津市	0	0	0	35	0	0	0
	いすみ市	0	0	0	0	500	550	550
	大多喜町	0	0	0	0	0	0	0
	御宿町	0	0	0	0	0	0	14
	鋸南町	0	0	0	0	0	0	0
その他の区域		0	0	2	0	12	0	5
合計		380	22	30	35	619	598	569

第1次計画での地域区分	市町名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)
集中防除区域	勝浦市	181	119	80	318	232	0	200
	君津市	0	0	1	0	0	92	0
	いすみ市	550	550	632	680	578	398	276
	大多喜町	0	0	0	0	120	518	88
	御宿町	69	94	108	182	275	329	329
	鋸南町	1	0	0	0	21	785	131
その他の区域		2	16	123	141	1162	49	144
合計		803	779	944	1,321	2,388	2,171	1,168

単位：千円

## イ 生活環境被害

キョンの鳴き声に対する苦情や花壇の花、植木の採食による被害が住宅地や別荘地周辺で報告されている。

令和2(2020)年度に実施した市町村アンケートにおいては、いすみ市、市原市、勝浦市、君津市の4市で生活環境被害が確認されている。

## ウ 生態系被害

ニホンジカとキョンの分布が重なっており、餌資源をめぐる間接的な競争が起こっている可能性がある。また、キョンはニホンジカが忌避するアリドオシを採食することが知られており、自然植生へのさらなる影響が危惧されている。

イギリスでは、キヨンによる下層植生等への食圧により、森林の更新の阻害や、チョウ類の産卵植物種が消失することが報告されており(Pollard & Cooke 1994)、本県においても在来の生態系に被害を及ぼす恐れがある。

### (5) 捕獲状況

捕獲数は増加傾向にあり、平成12(2000)年度は28頭であったが令和元(2019)年度には5,008頭に達した(表3、図5)。捕獲区分別にみると、市町等捕獲(市町による捕獲事業等)による捕獲数が多くなっている。また、近年の捕獲状況を市町村別にみると、生息密度の高い勝浦市、いすみ市、鴨川市の3市で多く捕獲されている(表4)。

捕獲方法としてはくくりわなの捕獲数が多く、全体の8割以上がくくりわなによるものとなっている(図6)。

表3 捕獲区分別捕獲数の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
市町等	28	17	62	77	134	224	332	337	297	393
県	0	0	81	24	28	8	1	6	0	85
計	28	17	143	101	162	232	333	343	297	478

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
市町等	809	1,022	1,346	1,138	1,980	2,044	2,250	3,075	3,710	4,428
県	137	181	187	152	180	143	150	400	408	580
計	946	1,203	1,533	1,290	2,160	2,187	2,400	3,475	4,118	5,008

単位：頭

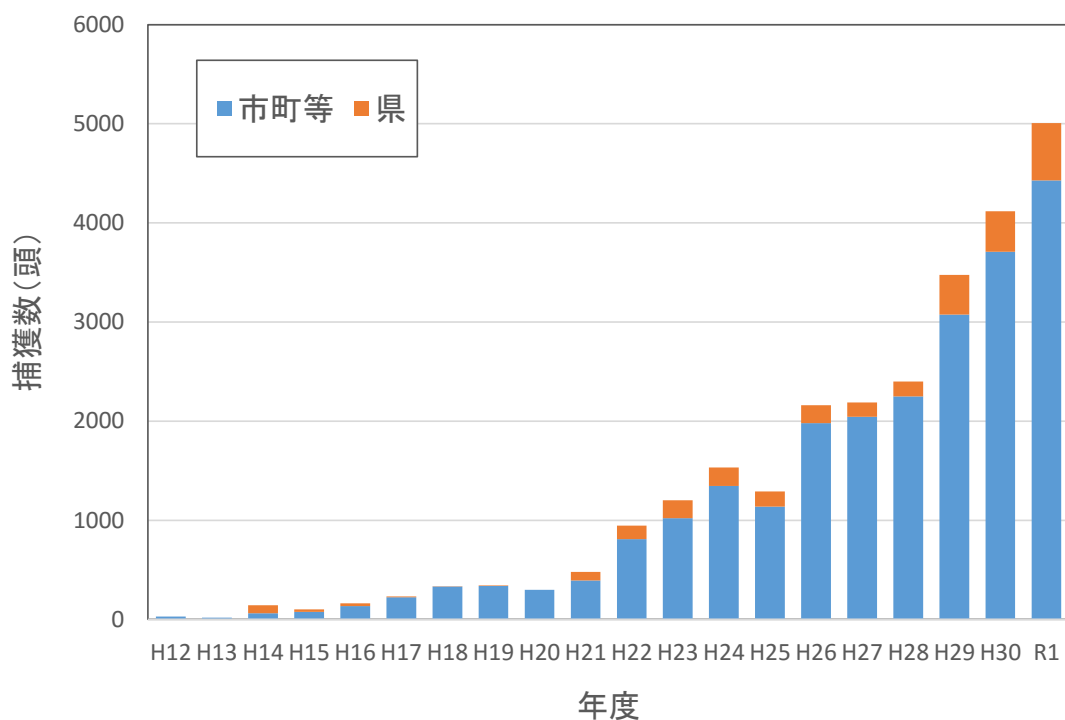


図5 捕獲区分別捕獲数の推移

表4 市町村別捕獲数の推移

第1次計画での地域区分		市町名	捕獲区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
集中防除区域	勝浦市	市町等		91	99	150	202	504	443	521	750	1,117	1,311	
		県		22	54	35	0	0	0	0	0	0	0	
	鴨川市	市町等		640	761	986	687	1,047	1,094	1,023	1,194	1,081	1,081	
		県		67	58	85	44	78	64	48	100	96	80	
	君津市	市町等		6	10	14	14	51	47	58	83	125	155	
	いすみ市	市町等		68	115	130	150	271	286	385	700	790	1,019	
		県		46	67	67	104	93	79	102	300	259	324	
	大多喜町	市町等		0	23	51	52	71	126	177	189	244	345	
		県		0	0	0	4	9	0	0	0	0	0	
	御宿町	市町等		0	1	4	14	20	17	37	57	83	138	
		県		2	2	0	0	0	0	0	0	43	154	
	鋸南町	市町等		0	8	5	10	9	16	13	54	122	153	
	その他の区域	館山市	市町等		0	0	0	0	1	1	6	7	30	51
		木更津市	市町等		4	5	5	2	3	3	1	6	17	44
県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
茂原市		市町等		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
東金市		市町等		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
市原市		市町等		0	0	0	1	1	1	3	1	10	5	
		県		0	0	0	0	0	0	0	0	3	11	
富津市		市町等		0	0	0	0	0	1	10	15	24	21	
袖ヶ浦市		市町等		0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
八街市		市町等		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
南房総市		市町等		0	0	1	6	1	9	13	16	40	48	
一宮町		市町等		0	0	0	0	0	0	2	1	30	50	
睦沢町		市町等		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
長南町		市町等		0	0	0	0	0	0	1	0	3	4	
市町等(計)			809	1,022	1,346	1,138	1,981	2,044	2,250	3,075	3,717	4,428		
県(計)			137	181	187	152	180	143	150	400	401	580		
合計			946	1,203	1,533	1,290	2,161	2,187	2,400	3,475	4,118	5,008		

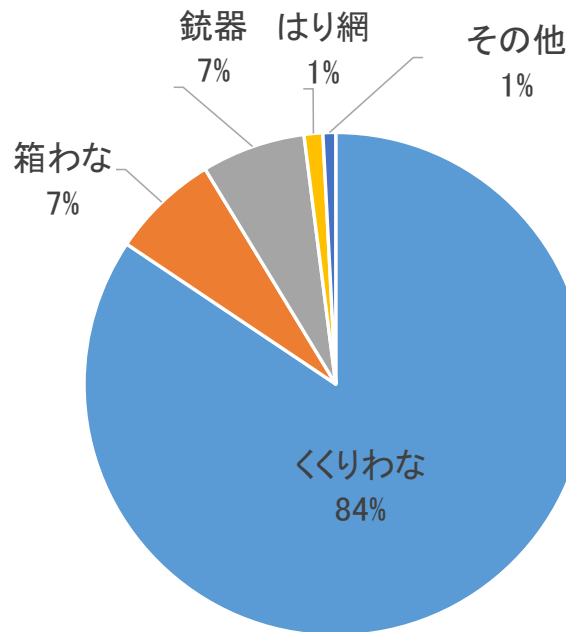


図6 捕獲方法別捕獲割合（令和元（2019）年度）

※「その他」には不明を含む

## 6. 第1次計画における取組、評価

### （1）第1次計画における取組

市町村はキョンの捕獲を実施するとともに、捕獲個体の処分を行った。捕獲個体については、必要なデータを記録・収集し、県に情報提供を行った。また、農地での柵の設置等、被害防止対策を実施した。

県は特に生息密度が高い場所等で捕獲を実施するとともに、補助金により市町村の取組を支援した。また、市町村から提供された捕獲個体の記録を含め、捕獲データの分析を行うとともに、一部の捕獲個体について妊娠状況や栄養状態を調査・分析した。加えて、糞粒調査等の生息状況調査を行い、その結果や捕獲データを基に個体数推定を実施し、市町村に情報提供を行った。その他にも、GPS 受信機首輪による生態調査を行う等、キヨンに関する基礎情報の収集に努めた。

### （2）評価

第1次計画では、平成21（2009）年3月から平成33（2021）年3月までの計画期間内で、生息数の低減化を図ることを当面の目標に、野外からの完全排除を目指すことを最終目標とした。

第1次計画を開始した平成21（2009）年度末の推定生息数はおよそ14,900頭（中央値）であったが、令和元（2019）年度末にはおよそ44,100頭（中央値）と増加しており、当面の目標であった生息数の低減化を達成することはできなかった。また、キヨンの定着が確認されている市町村が増加しており、分布の拡大に歯止めがかけられ

ていない状況である。

全体として捕獲圧が不足しており、捕獲を強化する必要がある。

なお、第1次計画中に得られた成果及び今後の課題は以下のとおりである。

## ア 成果

いすみ市や勝浦市では、捕獲の技術が蓄積され、補助金の効果もあり捕獲数が大きく伸びた。県捕獲で集中的に捕獲圧をかけた御宿町を含め、これらの市町においては、推定生息数が横ばいで推移若しくは減少傾向を示しており、地域によっては一定の捕獲圧をかけることができたと言える。

生息状況についても、生息数の指標となる糞の数を継続して調査することで、生息状況の変動を詳細に把握するとともに、蓄積した糞粒データ等を活用することで、生息数をより高い精度で推定できるようになった。

また、市町村が記録・収集した捕獲データを県が集約し分析することで、地域や手法ごとの捕獲の特徴等、県内全域での捕獲状況を把握した。

加えて、妊娠率や行動に関する情報等、防除を行う上で必要な基礎情報を蓄積することができた。

## イ 課題

捕獲状況が市町村によって大きく異なり、推定生息数が多いものの捕獲数が伸びていない市町村がある。この原因として、キョンによる被害がイノシシ等と比較して限定的であり、捕獲に対する意欲が高くないことや、効果的な捕獲方法が十分に開発されていないことが原因として考えられる。このため、捕獲に対する意欲を高めるとともに、効果的な捕獲方法を開発し、捕獲従事者に普及する必要がある。

捕獲の担い手についても減少及び高齢化が進んでいることに加え、キョンの効果的な捕獲方法が確立していないことも影響し、担い手が限られているのが現状である。このため、新たな捕獲の担い手を確保する必要がある。

また、分布前線部では、キョンの定着が確認されても迅速な捕獲が実施できていない場合が多く、生息数が急速に増加していることから、生息情報の収集や捕獲体制の整備を図る必要がある。

加えて、住宅街での生活環境被害への対策方法が確立しておらず、対策が十分に進んでいないため、住宅街での対策について検討する必要がある。

## 7. 第2次計画の内容

### (1) 目標

防除の最終的な目標は、県内の野外からの完全排除であるが、全県からの完全排除を短期間で達成することは難しいため、段階的に防除の成果を積み重ねた上で、その達成を目指す。

なお、キョンの生息状況は一様ではないことから、生息状況に応じて当面の目標を定めるために、表5及び図7のとおり3つの地域区分を設ける。

また、計画期間の捕獲目標を8,500頭以上/年度とする。この捕獲目標頭数は、計画期間が終了する令和7年度末の推定生息数を令和元年度末の推定生息数約44,000頭の約9割以下にするために必要な捕獲頭数を推定し、設定したものである。

表5 地域区分及び目標

地域区分	定義	目標
増殖抑制地域	キョンが高密度に生息する地域。分布拡大の供給源となり得るため、生息数の低減のための対策が必要となる地域。	<ul style="list-style-type: none"><li>・生息数の増加を上回る捕獲圧をかけ、生息数を減少させる。</li><li>・農作物被害及び生活環境被害を防止する。</li></ul>
分布拡大防止地域	県北部への分布拡大の前線地域であり、分布拡大防止のための対策が必要となる地域。	<ul style="list-style-type: none"><li>・分布拡大防止ラインの北側への分布拡大を防止する。</li><li>・生息数の増加を上回る捕獲圧をかけ、生息数を減少させる。</li><li>・農作物被害及び生活環境被害を防止する。</li></ul>
注意地域	キョンの定着が確認されていないものの、分布拡大に伴い定着するおそれがある地域。	<ul style="list-style-type: none"><li>・積極的に生息情報を収集し、生息が確認された場合は早期に捕獲することで、定着を防止する。</li></ul>

### (2) 分布拡大防止ライン

現在、キョンが定着していると考えられる地域から北部地域への分布の拡大を防止するために、市原市中部から一宮町にかけて、分布拡大防止ラインを設定する。(図7)

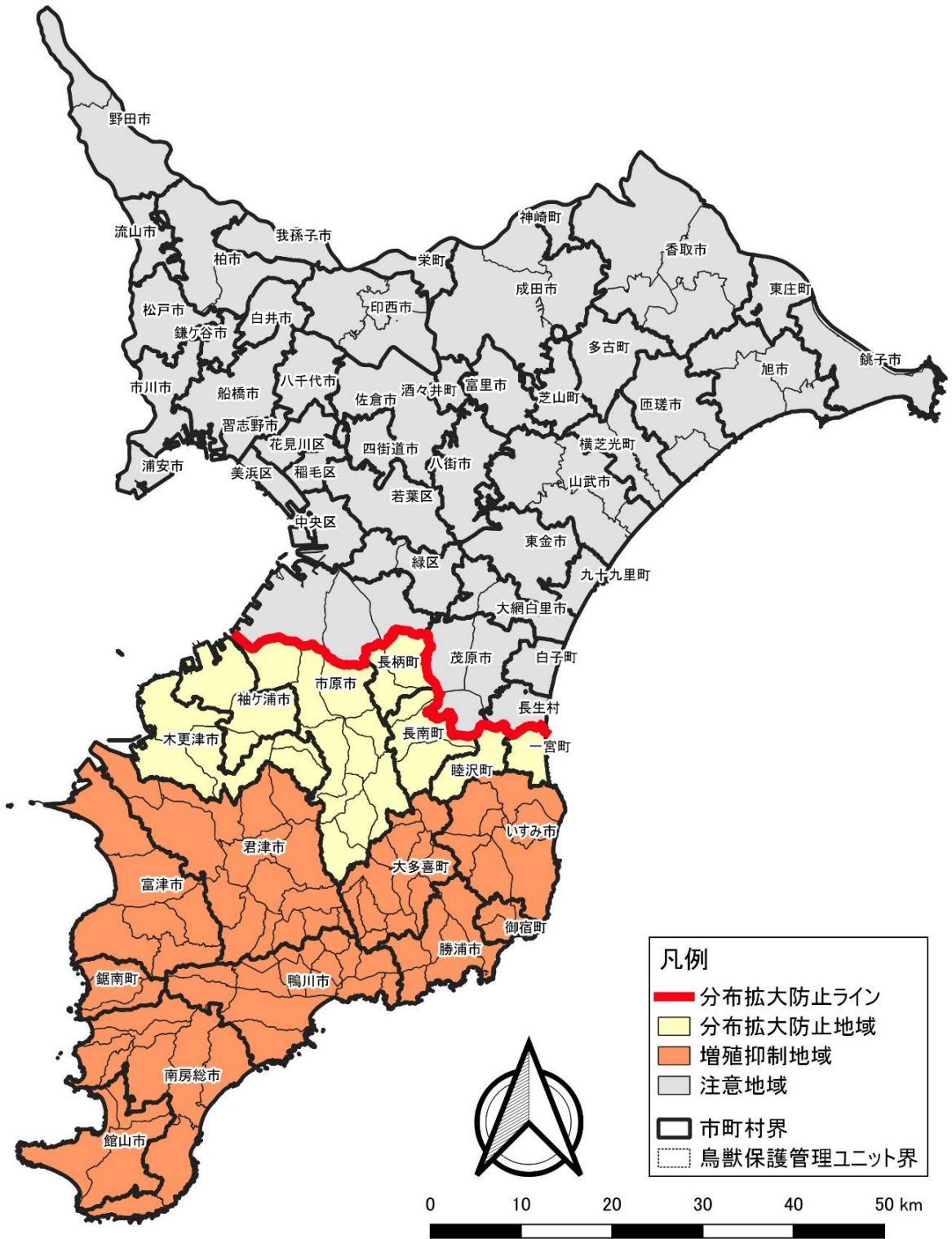


図7 防除のための地域区分及び分布拡大防止ライン

### (3) 地域区分ごとの対策方針

地域区分ごとの対策方針は以下のとおりとする。

#### 【増殖抑制地域】

広い範囲に捕獲圧をかけるとともに、生息数が特に多い地域では局所的に高い捕獲圧をかけるなど、効果的に生息数の低減を図る。

また、農作物被害及び生活環境被害を防止するため、柵の設置や生息環境管理も含めた被害対策を実施する。

#### 【分布拡大防止地域】

特に分布拡大防止ライン付近での生息情報の収集に努め、生息密度の高まりが確認された場合は速やかに集中的な捕獲を実施するなど、分布拡大の防止を図る。

また、農作物被害及び生活環境被害が確認された場合は、柵の設置や生息環境管理も含めた被害対策を実施する。

#### 【注意地域】

積極的な生息情報の収集に努め、定着の危険性がある場合には速やかに対策を講じ、定着の防止を図る。

生息情報の収集にあたっては、広範囲で情報を収集しつつ、生息が確認された場合には情報を詳細に把握する。

### (4) 捕獲の取組

#### ア 捕獲に係る法令

キョンの捕獲に際しては、外来生物法に基づく捕獲とともに、鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲の制度も活用して捕獲を実施する（表6）。

外来生物法に基づく捕獲を実施する上では、県又は市町村は、同法に基づく従事者証（別添2）を発行し、従事者数や従事者情報等をまとめ、これを従事者台帳（別添3）として管理する。また、原則として狩猟免許を有する者が従事するものとするが、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有すると認められる者については、免許非保持者であっても従事者に含めることができる。その場合、免許非保持者は県又は市町村が実施する法令や安全管理等の内容を含んだ従事者講習会を受講するものとする。

また、鳥獣保護管理法第12条第1項第3号で定める禁止猟法を使用する場合は、鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲により実施する。

なお、止めさし等の目的で、必要があつてキョンを生きたまま保管・運搬等する場合については、外来生物法に基づく保管・運搬等の規制は適用しないものとする。その場合、行為の途中で逃げ出されないような措置を講ずることとする。

表6 キョンの捕獲に係る法令間の比較

	外来生物法に基づく防除	鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体、農林水産業に係る被害の防止</li> <li>・ 被害未発生時における予防的捕獲、生態系からの完全排除も含んだ防除が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系に係る被害の防止等</li> <li>・ 野生鳥獣の保護と被害防止の両立が必要となる(ただし、外来鳥獣については、被害未発生時においても捕獲許可の申請が可能)</li> </ul>
捕獲数量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数年の計画期間について、数量の上限を設ける必要なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量を決めて許可申請</li> </ul>
捕獲個体の取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲個体の処分の一時的な保管・運搬が可能</li> </ul>	
捕獲従事者の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県又は市町村が従事者証を作成</li> <li>・ 捕獲従事者の情報等を従事者台帳としてまとめ、県又は市町村が管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可権者が従事者証を作成</li> </ul>
狩猟免許非所持者の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者は、捕獲従事者に含むことができ、わなの設置から捕獲、運搬までの一連の作業が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則としてわなの設置、止めさしは実施できない(わなの見回り、餌の設置等は可能)</li> </ul>
禁止猟法の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可を受ければ可能</li> </ul>

## イ 捕獲の実施体制

市町村は、地域の実状を踏まえた上で捕獲体制の整備を進め、捕獲圧の強化を図る。

県は、特に生息密度が高く捕獲圧が不足している地域や分布拡大が懸念される地域において、集中的に捕獲を実施する。また、目標を達成するために必要な捕獲数や捕獲努力量(わなの設置数等)を把握し、市町村と共有して計画的に捕獲を実施する。加えて、補助金により市町村の捕獲活動を支援するとともに、市町村等に対し捕獲に関する知見や技術の普及を行うことで、捕獲体制の整備を推進する。

## ウ 捕獲の際の留意点

捕獲の実施にあたっては、以下の事項に留意して行うものとする。

- ・ 捕獲を行う際には、事故の発生防止に万全の対策を講じるとともに、県や市町村等は事前に地域住民等への周知を図ること。

- ・捕獲作業の際には、従事者は県や市町村が発行する従事者証を携帯すること。
- ・わな等の捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨、防除実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うこと。
- ・わな等を用いて捕獲する場合、原則として1日1回わな等を巡視すること。
- ・わな等を用いた捕獲で誘引餌を使用する場合には、他の獣類の錯誤捕獲を避けるように、使用する誘引餌に注意して行うこと。
- ・錯誤捕獲が生じた場合は、速やかに解放するとともに、県あるいは市町村に錯誤捕獲した種や捕獲状況等について報告すること。
- ・鳥獣保護管理法第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。
- ・鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲は行わないこと。
- ・鳥獣保護管理法第15条第1項で指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。
- ・鳥獣保護管理法第35条第1項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域では、同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わないこと。
- ・鳥獣保護管理法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲は行わないこと。
- ・銃器による捕獲を行う場合は、鳥獣保護管理法第38条において禁止されている行為を行わないこと。

## エ 捕獲の記録

生息状況や捕獲作業の実施状況を正しく把握し、捕獲の進め方を検討する上での基礎資料とするため、外来生物法に基づき捕獲を行う場合は、捕獲作業の実施状況及び捕獲個体に関するデータを別添4の様式にて、鳥獣保護管理法に基づき捕獲を行う場合は、法令等で定めた様式を基本にして、それぞれ記録する。

捕獲データは捕獲従事者が記録し、市町村等の捕獲実施主体がとりまとめて県に提出する。県は提出された記録を分析するとともに、各主体にその結果をフィードバックする。

## オ 捕獲個体の取扱い

処分方法は、動物福祉及び公衆衛生等に配慮し、できる限り苦痛を与えない方法とする。必要に応じて試料を採取し、モニタリングに供する。

## カ 捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼

養等の許可を得ている者、または法第4条第2項の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができる。

上記譲り渡しのうち「その他公益上の必要があると認められる目的」で行うものについては、外来生物法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可のほか、下記の要件を満たす団体を通じて譲り渡すことができる。

- ① 捕獲個体を速やかに引き取ることができること。
- ② 不妊手術、マイクロチップの装着、感染症の予防措置を実施すること。
- ③ 定期的に飼養等の状況について報告すること。

## キ 効果的な捕獲方法の開発

県は、キョンの生態を踏まえて、効果的・効率的な捕獲方法の開発及び普及に取り組む。開発にあたっては、現在使用されている捕獲方法の改良や、集団での追い込み捕獲といった他地域で行われている捕獲方法の試行等、多角的な視点を持って取り組む。また、生息密度が低い地域での効果的な捕獲方法についても検討する。

## ク ICT 技術の推進

捕獲従事者が限られていることから、捕獲に係る作業や記録の効率化を図ることも重要である。

このため、自動通報装置等の ICT 技術を積極的に推進することにより、わなの見回りを省力化する等して、効果的かつ効率的な捕獲につなげる。

### (5) 農作物被害及び生活環境被害への対応

県は、市町村が被害防止計画を策定する際の参考情報として、目標を達成するために必要な捕獲頭数や捕獲努力量（わなの設置数）等の情報を提供する。

また、防護柵の効果的な設置を行い、管理方法の普及を通して、農作物被害の軽減を図る。設置に当たっては、被害地全体での被害減少を図るため、イノシシやニホンジカ等と兼用の柵を効果的に設置する。

農作物被害を軽減するには、収穫しない野菜や果物の処分・伐採、耕作放棄地の解消等により、キョンを集落に寄せ付けない環境づくりが必要である。このため、地域全体で集落や農地に容易に出没できないよう環境整備を推進する。

柵の維持管理や現場指導に関しては、県が有害獣対策指導員を配置し、定期的に巡回、指導し、地元住民や農林業者の意識や技術の向上を図る。

さらに、住宅街での生活環境被害を低減させるための効果的な方策について検討する。

### (6) 特に保護すべき生物が生育する地域への対応

県は希少な植物または地域生態系における重要な植物を、キョンの採食等から保護をする必要がある地域については、被害実態の把握に努めるとともに、効果的な対策についての検討を行う。

### **(7) 担い手の確保**

県及び市町村は、キョンの捕獲に関する経験の浅い者が、個別の指導や講習会を通して知見や技術を身につけられるような、担い手の技術力を高める育成体制の整備に努める。特に指導者の不足する地域では、専門家や他地域の従事者等の指導により技術の普及に努める。

また、免許非所持者の活用を含めて、多様な主体の捕獲活動への参画を促し、担い手の確保に努める。

### **(8) 調査・モニタリング**

防除の効果検証を行うとともに、その結果を防除事業に適切に反映するために、生息状況や被害発生状況等の把握を目的としたモニタリングを実施する。

モニタリングの実施にあたり、県及び市町村はキオン防除に係る基礎データを収集するため、捕獲従事者や農家等に対し、基礎データ収集への協力を求める。

また、県はモニタリング結果を分析し、分析結果を市町村等にフィードバックするとともに、防除事業に適切に反映させ、必要と判断された場合は計画や捕獲目標頭数の見直しを行う。

#### **モニタリングの項目**

##### **【毎年実施する内容】**

- ・ 捕獲個体の記録（捕獲日時、捕獲地点、性別、捕獲方法等）
- ・ わなの設置記録
- ・ 目撃情報（注意地域や分布拡大防止ライン付近）
- ・ 農作物の被害金額、面積
- ・ 糞粒数
- ・ 個体数推定

##### **【定期的に実施する内容】**

- ・ 集落アンケート
- ・ 植生への影響調査
- ・ 繁殖状況、齢査定（一部の捕獲個体）

### **(9) 防除に関する啓発等**

県及び市町村は、ホームページの活用や、講習会の開催、関係団体との協力等により、生物多様性の保全のためのキオン防除の意義や重要性、事業内容について県民の理解を促すために啓発に努める。

また、防除にあたっては、防除を行う地域の住民や土地所有者等に対して、地域説明会や広報等を通じて防除の実施内容について周知し、理解を得るよう努める。

### (10) 計画の実施及び検証体制

計画の実施にあたっては、県は市町村、農業者、地域住民、農業者団体、狩猟者団体、研究機関等と連携して取り組む。

また、計画が効果的に実施されるよう「千葉県環境審議会鳥獣部会」及び「千葉県環境審議会鳥獣部会キョン小委員会」において、防除実施計画の進捗状況や実施した施策の効果を評価・検証する（図8）。なお、防除実施計画の進捗状況について中間評価を行うため、「千葉県環境審議会キョン小委員会」を適切な時期に開催する。

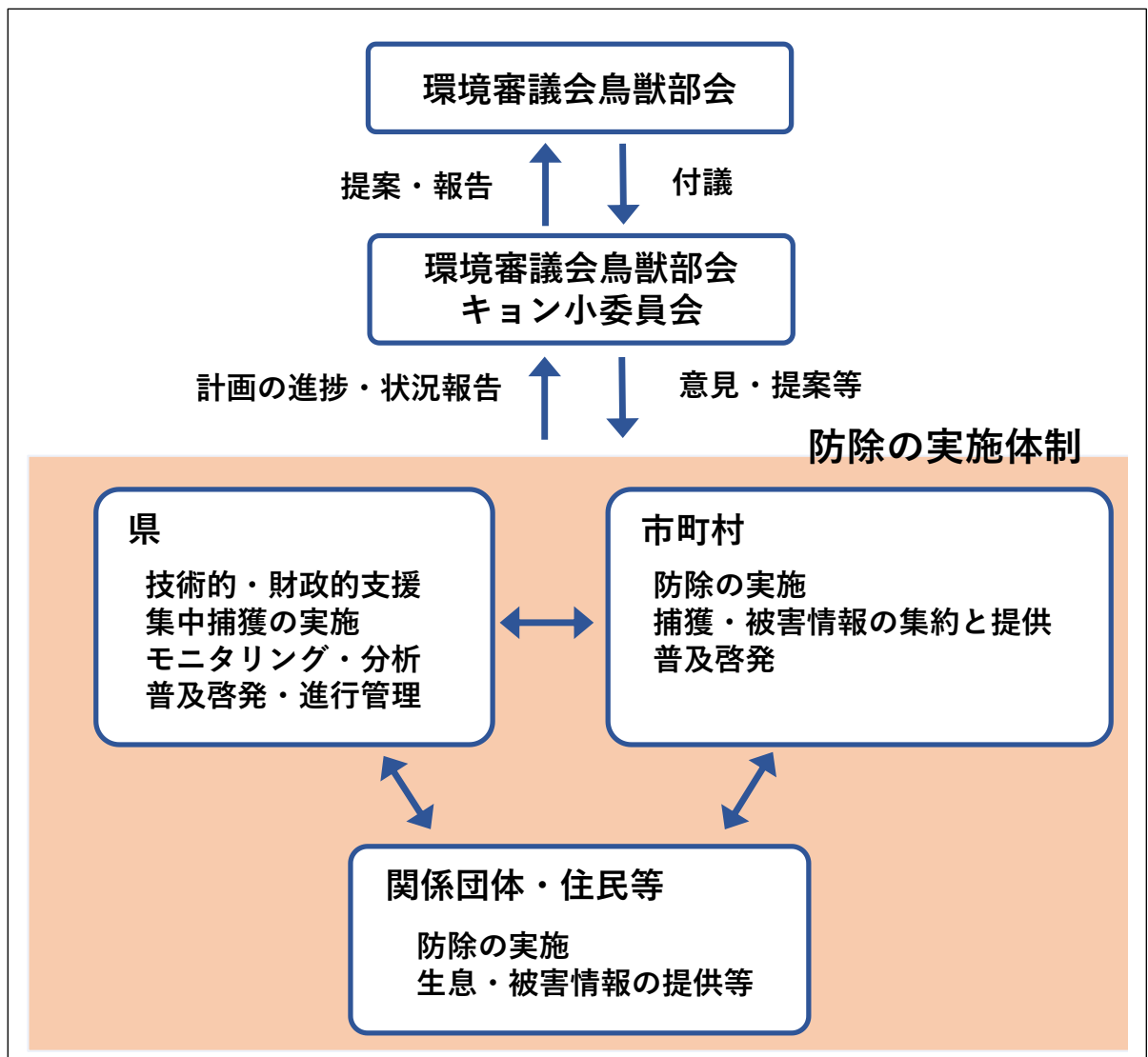


図8 キョン防除実施計画の実施体制

## 引用文献

- 浅田正彦. 2014. 千葉県におけるキョンの体重と繁殖状況—2008～2012年度 県資料回収事業のまとめ—. 千葉県生物多様性センター研究報告, 8: 37-40.
- 千葉県. 2019. 平成 29～30 年度キョン GPS テレメトリー調査業務報告書.
- 浅田正彦・落合啓二・長谷川雅美. 2002. 房総半島及び伊豆大島におけるキョンの帰化・定着状況. 千葉中央博自然誌研究報告, 6: 87-94.
- Pollard, E. and A. S. Cooke. 1994. Impact of muntjac deer *Muntiacus reevesi* on egg-laying site of the white admiral butterfly *Ladoga camilla* in a Cambridgeshire wood. *Biological Conservation*, 70: 189-191.
- 野生動物保護管理事務所. 2020. 令和元年度ニホンジカ・キョン生息状況調査業務報告書.

別添 1 役割分担

	捕獲等	被害防除策	モニタリング	普及啓発等ほか
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分布拡大地域や高密度地域での捕獲の実施</li> <li>・捕獲個体の処理</li> <li>・捕獲目標設定</li> <li>・市町村への支援</li> <li>・関係者との連絡調整</li> <li>・捕獲方法の開発、検証</li> <li>・担い手の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な被害防除策の検討</li> <li>・関係機関との情報交換</li> <li>・被害防除策実施の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況等モニタリング</li> <li>・科学的データの蓄積、分析</li> <li>・モニタリング結果のフィードバック</li> <li>・農作物被害状況の把握、とりまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、講習会等による普及啓発</li> <li>・国、他自治体、専門家等との情報交換</li> <li>・小委員会開催による合意形成</li> <li>・防除実施計画の進行管理、修正等</li> <li>・市町村等への助言</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲の実施</li> <li>・捕獲個体の処理</li> <li>・担い手の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民への情報提供</li> <li>・地域住民への被害防除策実施の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目撃情報等の把握、提供</li> <li>・被害状況の把握、県への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、講習会等による普及啓発</li> <li>・地域住民への情報提供</li> </ul>
関係団体・住民等	<p>【農協、農業者、住民】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息情報の提供</li> <li>・捕獲等の実施</li> </ul> <p>【地域団体、NPO等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息情報の提供</li> </ul> <p>【猟友会等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲等の実施</li> <li>・従事者への捕獲技術の普及</li> </ul>	<p>【農協、農業者、住民】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防除策の実施</li> <li>・農地の適正管理、放棄作物等の撤去</li> <li>・誘引要因の除去(生ゴミの適正管理等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息情報、被害情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防除事業への理解と協力</li> </ul>

## 別添2 防除実施計画に基づく従事者証

<p>第〇〇号</p> <p style="text-align: center;">千葉県キョン防除実施計画に基づく 従 事 者 証</p> <p style="text-align: right;">所属の長 印</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 従事者証は、キョンの捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。</li> <li>2 従事者証は、捕獲等をする期間終了後 30 日以内に、所属の長に返納し、かつ、捕獲等について「捕獲記録」により報告をしなければならない。</li> </ol>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>氏名 (団体名)</td><td></td></tr> <tr><td>生年月日</td><td></td></tr> <tr><td>目 的</td><td></td></tr> <tr><td>捕獲等をする区域</td><td></td></tr> <tr><td>捕獲等をする期間</td><td></td></tr> <tr><td>捕獲の方法</td><td></td></tr> <tr><td>捕獲後の処置</td><td></td></tr> <tr><td>備 考</td><td></td></tr> </table>	住 所		氏名 (団体名)		生年月日		目 的		捕獲等をする区域		捕獲等をする期間		捕獲の方法		捕獲後の処置		備 考		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="4" style="text-align: center;">捕獲等実績報告</th></tr> <tr> <th style="width: 30%;">捕獲等の場所</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; height: 150px;">(捕獲結果は、裏面に記載してください。)</td> </tr> </table>	捕獲等実績報告				捕獲等の場所		数 量	備 考	(捕獲結果は、裏面に記載してください。)			
住 所																															
氏名 (団体名)																															
生年月日																															
目 的																															
捕獲等をする区域																															
捕獲等をする期間																															
捕獲の方法																															
捕獲後の処置																															
備 考																															
捕獲等実績報告																															
捕獲等の場所		数 量	備 考																												
(捕獲結果は、裏面に記載してください。)																															

別添3 キョン防除従事者台帳

「キョン防除従事者台帳」

番号	住 所	氏 名	団体名(個人の場合は個人)	免許の種類	区域	期間	捕獲方法
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

## 別添4 キョン捕獲記録表（銃猟用）

### 出猟記録

No.	出猟日	出 猟 場 所			出猟人数 (勢子含む)	捕 獲 頭 数	目 撃 頭 数 (捕獲頭数は 含まない)
		市町村名	メッシュ 番号	ユニット名			
例1	12/5	君津市	206	T7	10	2	1
例2	//	//	//	T8	//	0	0
1	/						
2	/						
3	/						
4	/						
5	/						
6	/						
7	/						
8	/						

※出猟日や出猟場所が異なる場合は、別の行に記入してください。  
 ※捕獲頭数や目撃頭数が0頭でも必ず記入してください。

### 捕獲記録

No	捕獲日	捕獲場所			性別	成・幼	体重 (kg)	妊娠の有無 (メスの場合)	泌乳の有無 (メスの場合)
		市町村名	メッシュ 番号	ユニット					
例1	12/5	君津市	206	T7	オス	幼	5	—	—
例2	12/5	君津市	206	T7	メス	成	10	有	無
1	/								
2	/								
3	/								
4	/								
5	/								
6	/								
7	/								
8	/								

## 別添4 キョン捕獲記録表（わな猟用）

### わな設置記録

No	わな番号	設置期間	捕獲方法		設置場所			捕獲頭数
			種類	設置数	市町村名	メッシュ番号	ユニット	
例	1	6/1 ~ 10/15	＜＜り＞＞箱 囲い	5	勝浦市	231	U2	2
1		/ ~ /	＜＜り＞＞箱 囲い					
2		/ ~ /	＜＜り＞＞箱 囲い					
3		/ ~ /	＜＜り＞＞箱 囲い					
4		/ ~ /	＜＜り＞＞箱 囲い					
5		/ ~ /	＜＜り＞＞箱 囲い					
6		/ ~ /	＜＜り＞＞箱 囲い					
7		/ ~ /	＜＜り＞＞箱 囲い					
8		/ ~ /	＜＜り＞＞箱 囲い					

※わなの種類や設置場所が異なる場合は、別の行に記入し、新たなわな番号を振って管理してください。  
 ※捕獲頭数が0頭のわなについても必ず記入してください。

### 捕獲記録

No	わな番号	捕獲日	捕獲方法	捕獲場所			性別	成・幼	体重(kg)	妊娠の有無 (メスの場合)	泌乳の有無 (メスの場合)
				市町村名	メッシュ番号	ユニット					
例1	1	7/1	＜＜り＞＞箱 囲い	勝浦市	231	U2	メス	成	9	無	有
例2	1	9/25	＜＜り＞＞箱 囲い	勝浦市	231	U2	オス	成	11	—	—
1		/	＜＜り＞＞箱 囲い								
2		/	＜＜り＞＞箱 囲い								
3		/	＜＜り＞＞箱 囲い								
4		/	＜＜り＞＞箱 囲い								
5		/	＜＜り＞＞箱 囲い								
6		/	＜＜り＞＞箱 囲い								
7		/	＜＜り＞＞箱 囲い								
8		/	＜＜り＞＞箱 囲い								

※わな番号は「わな設置記録」のわな番号と合わせてください。

## 第 2 次千葉県キョン防除実施計画の概要

### 1 背景及び目的

特定外来生物であるキョンの分布拡大や生息数の増加が進んでいることから、分布拡大の防止、生息数の低減化、農作物被害や生活環境被害の防止を図り、最終的にはキョンの完全排除を目指すことを目的に、「第 2 次千葉県キョン防除実施計画」を策定する。

### 2 防除を行う特定外来生物の種類

キョン

### 3 防除を行う区域

千葉県全域

### 4 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 現状

#### (1) 生息状況

キョンの分布は拡大傾向にあり、キョンの定着が確認されている市町村数は、平成 16 年度は 5 市町だったが、令和 2 年度には 17 市町まで拡大している。

県内におけるキョンの推定生息数は、平成 18 年度には約 9,200 頭であったが、令和元年度には約 44,000 頭まで増加した。

#### (2) 被害状況

農作物被害金額は増加傾向にあり、近年は 100 万円から 200 万円程度で推移している。また、被害が発生した市町村数も増加傾向にある。

さらに、キョンの鳴き声に対する苦情や花壇の花等の採食による生活環境被害が住宅地や別荘地周辺で報告されている。

#### (3) 捕獲状況

捕獲数は増加傾向にあり、令和元年度の捕獲数は 5,146 頭であった。生息密度の高い勝浦市、いすみ市、鴨川市で多く捕獲されている。

### 6 第 1 次計画における取組、評価

#### (1) 第 1 次計画における取組

市町村はキョンの捕獲や捕獲個体のデータ収集を行うとともに、農地での柵の設置等、被害防止対策を実施した。

県は特に生息密度が高い場所等で捕獲を実施するとともに、補助金により市町村の取

組を支援した。また、捕獲データの分析や個体数推定を実施する等、キョンに関する基礎情報の収集・把握に努めた。

## (2) 評価

全体として捕獲圧が不足しており、生息数が増加の一途を辿っていることから、第1次計画の当面の目標である「生息数の低減化」を達成することはできなかった。

また、キョンの定着が確認されている市町村が増加しており、分布の拡大に歯止めがかけられていない状況である。

### ア 成果

集中的に捕獲を実施した市町では、生息数が横ばいで推移もしくは減少傾向を示しており、地域によっては一定の捕獲圧をかけることができた。

また、捕獲状況や生息状況、捕獲個体の情報等、防除を行う上で必要な基礎情報を把握するとともに、個体数推定をより高い精度で実施できるようになった。

### イ 課題

捕獲に対する意欲を高めるとともに、効果的な捕獲方法を開発し、捕獲従事者に普及する必要がある。また、捕獲の担い手が限られている状況であることから、新たな捕獲の担い手を確保する必要がある。

さらに、分布前線部での生息情報の収集・捕獲体制の整備を図るとともに、住宅街での生活環境被害への対策について検討する必要がある。

## 7. 第2次計画の内容

### (1) 目標

防除の最終的な目標は、県内の野外からの完全排除であるが、計画期間の目標として、表1及び図1のとおり3つの地域区分を設ける。また、計画期間の捕獲目標を8,500頭以上/年度とする。

### (2) 分布拡大防止ライン

現在、キョンが定着していると考えられる地域から北部地域への分布の拡大を防止するために、市原市中部から一宮町にかけて、分布拡大防止ラインを設定する(図1)。

### (3) 地域区分ごとの対策方針

#### 【増殖抑制地域】

広い範囲に捕獲圧をかけるとともに、生息数が特に多い地域では局所的に高い捕獲圧をかけるなど、効果的に生息数の低減を図る。

また、農作物被害及び生活環境被害を低減させるため、柵の設置や生息環境管理も含めた、被害対策を実施する。

### 【分布拡大防止地域】

特に分布拡大防止ライン付近での生息情報の収集に努め、生息密度の高まりが確認された場合は速やかに集中的な捕獲を実施するなど、分布拡大の防止を図る。

また、農作物被害及び生活環境被害が確認された場合は、柵の設置や生息環境管理も含めた、被害対策を実施する。

### 【注意地域】

積極的な生息情報の収集に努め、定着の危険性がある場合には速やかに対策を講じ、定着の防止を図る。

生息情報の収集にあたっては、広範囲で情報を収集しつつ、生息が確認された場合には情報を詳細に把握する。

## (4) 捕獲の取組

### ア 捕獲の実施体制

市町村は、地域の実状を踏まえた上で捕獲体制の整備を進め、捕獲圧の強化を図る。

県は特に生息密度が高く捕獲圧が不足している地域や分布拡大が懸念される地域において、捕獲を実施する。また、補助金により市町村の捕獲活動を支援するとともに、市町村等に対し捕獲に関する知見や技術の普及を行うことで、捕獲体制の整備を推進する。

### イ 効果的な捕獲方法の開発

県は、キョンの生態を踏まえて、効果的・効率的な捕獲方法の開発及び普及に取り組む。開発にあたっては、現在使用されている捕獲方法の改良や、集団での追い込み捕獲といった他地域で行われている捕獲方法の試行等、多角的な視点を持って取り組む。

### ウ ICT 技術の推進

自動通報装置等の ICT 技術を積極的に推進することにより、わなの見回りを省力化する等して、効果的かつ効率的な捕獲につなげる。

## (5) 農作物被害及び生活環境被害への対応

防護柵の効果的な設置や管理方法の普及、キョンを集落に寄せ付けない環境づくり等を推進することにより、農作物被害の軽減を図る。

また、住宅街での生活環境被害を低減させるための効果的な方策について検討する。

## (6) 特に保護すべき生物が生育する地域への対策

県は、希少な植物等をキョンの採食等から保護をする必要がある地域については、被害実態の把握に努めるとともに、効果的な対策についての検討を行う。

### (7) 担い手の確保

県及び市町村は、講習会等を通して担い手の技術力を高める育成体制の整備に努める。  
また、免許非所持者の活用を含めて、多様な主体の捕獲活動への参画を促し、担い手の確保に努める。

### (8) 調査・モニタリング

県及び市町村は、防除の効果検証を行うとともに、その結果を防除事業に適切に反映するために、生息状況や被害発生状況等の把握を目的としたモニタリングを実施する。  
また、県は、モニタリング結果を分析し、分析結果を市町村等にフィードバックする。

### (9) 防除に関する啓発等

県及び市町村は、ホームページの活用や講習会の開催等により、キョン防除の意義や事業内容等について、県民の理解を促すために啓発を行う。  
また、防除にあたっては、防除を行う地域の住民や土地所有者等に対して、防除の実施内容について周知し、理解を得るよう努める。

### (10) 計画の実施及び検証体制

計画の実施にあたっては、県、市町村、農業者、地域住民、農業者団体、狩猟者団体、研究機関等が連携して取り組む。  
また、「千葉県環境審議会鳥獣部会」及び「千葉県環境審議会鳥獣部会キョン小委員会」において、防除実施計画の進捗状況や実施した施策の効果を評価・検証する。

表1 地域区分及び目標

地域区分	定義	目標
増殖抑制地域	キョンが高密度に生息する地域。分布拡大の供給源となり得るため、生息数の低減のための対策が必要となる地域。	<ul style="list-style-type: none"><li>・生息数の増加を上回る捕獲圧をかけ、生息数を減少させる。</li><li>・農作物被害及び生活環境被害を低減させる。</li></ul>
分布拡大防止地域	県北部への分布拡大の前線地域であり、分布拡大防止のための対策が必要となる地域。	<ul style="list-style-type: none"><li>・分布拡大防止ラインの北側への分布拡大を防止する。</li><li>・生息数の増加を上回る捕獲圧をかけ、生息数を減少させる。</li><li>・農作物被害及び生活環境被害を防止する。</li></ul>
注意地域	キョンの定着が確認されていないものの、分布拡大に伴い定着するおそれがある地域。	<ul style="list-style-type: none"><li>・積極的に生息情報を収集し、生息が確認された場合は早期に捕獲することで、定着を防止する。</li></ul>



第2次千葉県キョン防除実施計画に係る取組の実施状況

項目	第2次防除計画の記述	実施状況	特記事項
(3) 地域区分ごとの対策方針	<p>地域区分ごとの対策方針は以下のとおりとする。</p> <p><b>【増殖抑制地域】</b>                      広い範囲に捕獲圧をかけるとともに、生息数が特に多い地域では局所的に高い捕獲圧をかけるなど、効果的に生息数の低減を図る。                      また、農作物被害及び生活環境被害を防止するため、柵の設置や生息環境管理も含めた被害対策を実施する。</p> <p><b>【分布拡大防止地域】</b>                      特に分布拡大防止ライン付近での生息情報の収集に努め、生息密度の高まりが確認された場合は速やかに集中的な捕獲を実施するなど、分布拡大の防止を図る。                      また、農作物被害及び生活環境被害が確認された場合は、柵の設置や生息環境管理も含めた被害対策を実施する。</p> <p><b>【注意地域】</b>                      積極的な生息情報の収集に努め、定着の危険性がある場合には速やかに対策を講じ、定着の防止を図る。                      生息情報の収集にあたっては、広範囲で情報を収集しつつ、生息が確認された場合には情報を詳細に把握する。</p>	<p><b>【増殖抑制地域】</b>                      ○県の補助金や国の交付金を活用し、捕獲を実施するとともに、捕獲個体の処分を行った。[市町村]                      (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)                      ○特に生息密度が高い地域や捕獲が不足している地域で捕獲を実施した。[県]                      (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</p> <p><b>【分布拡大防止地域】</b>                      ○県の補助金や国の交付金を活用し、捕獲を実施するとともに、捕獲個体の処分を行った。[市町村]                      (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)                      ○分布外縁部の捕獲が不足している地域で捕獲を実施した。[県]                      (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)                      ○分布防止ライン付近の生息状況を把握するため、自動撮影カメラ調査を実施した。[県]                      (令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)</p> <p><b>【注意地域】</b>                      ○県北部地域における出没情報の収集に努めるとともに、情報を集約した。[県]                      (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)                      ○県北部地域で生息が確認された場合に備え、捕獲事業者と委託契約を締結し、捕獲体制の構築に務めた。[県]                      (令和6(2024)年度～令和7(2025)年度)</p>	<p>○勝浦市、鴨川市、いすみ市、大多喜町、御宿町、富津市で実施した。</p> <p>○市原市、木更津市、茂原市、長柄町、長南町、睦沢町で実施した。</p> <p>○千葉市、市原市、大網白里市、茂原市、長柄町、一宮町、白子町、長生村で実施した。                      ⇒千葉市、大網白里市、茂原市、白子町、長生村では撮影されなかった。</p>
(4) 捕獲の取組 イ 捕獲の実施体制	<p>市町村は、地域の実状を踏まえた上で捕獲体制の整備を進め、捕獲圧の強化を図る。</p> <p>県は、特に生息密度が高く捕獲圧が不足している地域や分布拡大が懸念される地域において、集中的に捕獲を実施する。また、目標を達成するために必要な捕獲数や捕獲努力量(わなの設置数等)を把握し、市町村と共有して計画的に捕獲を実施する。</p> <p>加えて、補助金により市町村の捕獲活動を支援するとともに、市町村等に対し捕獲に関する知見や技術の普及を行うことで、捕獲体制の整備を推進する。</p>	<p>○県の補助金や国の交付金を活用し、捕獲を実施するとともに、捕獲個体の処分を行った。[市町村]                      (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)                      ○特に生息密度が高い地域や分布外縁部等で捕獲を実施するとともに、補助金により市町村の取組を支援した。[県]                      (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</p>	
(4) 捕獲の取組 エ 捕獲の記録	<p>生息状況や捕獲作業の実施状況を正しく把握し、捕獲の進め方を検討する上での基礎資料とするため、外来生物法に基づき捕獲を行う場合は、捕獲作業の実施状況及び捕獲個体に関するデータを別添4の様式にて、鳥獣保護管理法に基づき捕獲を行う場合は、法令等で定めた様式を基本にして、それぞれ記録する。</p> <p>捕獲データは捕獲従事者が記録し、市町村等の捕獲実施主体がとりまとめて県に提出する。県は提出された記録を分析するとともに、各主体にその結果をフィードバックする。</p>	<p>○捕獲個体に関するデータを記録・収集し、県に情報提供を行った。[市町村]                      (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)                      ○市町村から提供された捕獲個体の記録を含め、捕獲データの分析を行い、適宜、結果をフィードバックした。[県]                      (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</p>	

項目	第2次防除計画の記述	実施状況	特記事項
(4) 捕獲の取組み 効果的な捕獲方法の開発	<p>県は、キョンの生態を踏まえて、効果的・効率的な捕獲方法の開発及び普及に取り組む。開発にあたっては、現在使用されている捕獲方法の改良や、集団での追い込み捕獲といった他地域で行われている捕獲方法の試行等、多角的な視点を持って取り組む。また、生息密度が低い地域での効果的な捕獲方法についても検討する。</p>	<p>○箱わなやくくりわな、張り網による捕獲方法の実証を実施した。[県] (令和4(2022)年度～令和6(2024)年度)</p> <p>○研修をとおして効果的な捕獲方法の普及に努めた。[県] (令和7(2025)年度)</p> <p>○生息密度の高い場所(大多喜町)及び低い場所(一宮町)で集団での追い込み捕獲を試行した。[県] (令和5(2023)年度～令和6(2024)年度)</p>	<p>○捕獲効率や設置の労力を考慮すると、くくりわなが効率よく捕獲できることがわかった。また、くくりわなは締付け防止金具をできる限り絞った方が捕獲しやすいこと、ワイヤーの太さ(3mm、4mm)は捕獲効率に影響しないことがわかった。</p> <p>○大多喜町で1頭が捕獲された。一方で、一宮町では捕獲されなかった。網の設置や追い込み作業に費やす労力が大きく、広く普及する上では課題があることがわかった。</p>
(4) 捕獲の取組み ICT技術の推進	<p>捕獲従事者が限られていることから、捕獲に係る作業や記録の効率化を図ることも重要である。</p> <p>このため、自動通報装置等のICT技術を積極的に推進することにより、わなの見回りを省力化する等して、効果的かつ効率的な捕獲につなげる。</p>	<p>○ICT機器を用いた捕獲の効率化に係る実証試験を行い、その効果を検証した。[県] (令和4(2022)年度)</p>	<p>○見回りの省力化が図られたケースがある一方で、餌の確認・補充が必要であるため利便性を感じない捕獲従事者や機器の運用に煩わしさを感じる捕獲従事者もいた。</p>
(5) 農作物被害及び生活環境被害への対応	<p>県は、市町村が被害防止計画を策定する際の参考情報として、目標を達成するために必要な捕獲頭数や捕獲努力量(わなの設置数)等の情報を提供する。</p> <p>また、防護柵の効果的な設置を行い、管理方法の普及を通して、農作物被害の軽減を図る。設置に当たっては、被害地全体での被害減少を図るため、イノシシやニホンジカ等と兼用の柵を効果的に設置する。</p> <p>農作物被害を軽減するには、収穫しない野菜や果物の処分・伐採、耕作放棄地の解消等により、キョンを集落に寄せ付けない環境づくりが必要である。このため、地域全体で集落や農地に容易に出没できないよう環境整備を推進する。</p> <p>柵の維持管理や現場指導に関しては、県が有害鳥獣対策指導員を配置し、定期的に巡回、指導し、地元住民や農林業者の意識や技術の向上を図る。</p> <p>さらに、住宅街での生活環境被害を低減させるための効果的な方策について検討する。</p>	<p>○市町村が被害防止計画を策定する際の参考情報として、目標を達成するために必要な捕獲頭数を提供した。[県] (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</p> <p>○国の交付金を活用した防護柵の設置や、有害鳥獣対策指導員を配置して柵の維持管理の支援を行うなど、効果的な被害防止対策を推進した。[県・市町村] (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</p> <p>○国の交付金を活用した緩衝帯の設置や、獣害と戦う農村集落づくり事業を実施し、環境整備を推進した。[県] (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</p> <p>○住宅地でも使用可能な箱わなによる効果的な捕獲方法の実証を実施した。[県] (令和4(2022)年度～令和5(2023)年度)</p>	<p>○イノシシ等と兼用の防護柵を設置した。</p> <p>○キヨンに限らずイノシシ等の有害鳥獣を対象とした事業。</p> <p>○間口の高さが60cm以上の箱わなで、餌の誘引が効く冬季に捕獲することで効率よく捕獲できることがわかった。</p>
(6) 特に保護すべき生物が生育する地域への対応	<p>県は希少な植物または地域生態系における重要な植物を、キョンの採食等から保護をする必要がある地域については、被害実態の把握に努めるとともに、効果的な対策についての検討を行う。</p>	<p>○キヨン及びニホンジカによる生態系被害を把握するため、下層植生調査を実施した。[県] (令和3(2021)年度)</p>	<p>キヨンが生息している場所の大半にはニホンジカも生息しているため、キヨンの影響のみを切り分けるのは困難である点に留意が必要。</p>
(7) 担い手の確保	<p>県及び市町村は、キョンの捕獲に関する経験の浅い者が、個別の指導や講習会を通して知見や技術を身につけられるような、担い手の技術力を高める育成体制の整備に努める。特に指導者の不足する地域では、専門家や他地域の従事者等の指導により技術の普及に努める。</p> <p>また、免許非所持者の活用を含めて、多様な主体の捕獲活動への参画を促し、担い手の確保に努める。</p>	<p>○君津市及び富津市の捕獲従事者を対象に、キョンの捕獲方法に係る研修を実施した。[県] (令和7(2025)年度)</p> <p>○新たに有害鳥獣捕獲協力隊事業を実施し、捕獲技術の習得機会の提供や市町村とのマッチング等をとおして、捕獲の担い手の確保に努めた。[県] (令和5(2023)年度～令和7(2025)年度)</p> <p>○非免許所持者を対象とした新人ハンター入門セミナーを開催し、新たな担い手の確保に務めた。[県] (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</p>	<p>○捕獲経験やわな免許の有無に応じて参加できるよう、捕獲コース、実践コース及び疑似体験コースの3コースを設け実施した(キヨンに限らずイノシシ等の有害鳥獣の捕獲に関する内容)。</p>

項目	第2次防除計画の記述	実施状況	特記事項
(8) 調査・モニタリング	<p>防除の効果検証を行うとともに、その結果を防除事業に適切に反映するために、生息状況や被害発生状況等の把握を目的としたモニタリングを実施する。</p> <p>モニタリングの実施にあたり、県及び市町村はキョン防除に係る基礎データを収集するため、捕獲従事者や農家等に対し、基礎データ収集への協力を求める。</p> <p>また、県はモニタリング結果を分析し、分析結果を市町村等にフィードバックするとともに、防除事業に適切に反映させ、必要と判断された場合は計画や捕獲目標頭数の見直しを行う。</p> <p>モニタリングの項目</p> <p><b>【毎年実施する内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲個体の記録（捕獲日時、捕獲地点、性別、捕獲方法等）</li> <li>・わなの設置記録</li> <li>・目撃情報（注意地域や分布拡大防止ライン付近）</li> <li>・農作物の被害金額、面積 ・糞粒数 ・個体数推定</li> </ul> <p><b>【定期的に実施する内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落アンケート ・植生への影響調査</li> <li>・繁殖状況、齢査定（一部の捕獲個体）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○糞粒調査を行うとともに、個体数の推定や必要捕獲数の算出を行い市町に情報提供した。[県] (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</li> <li>○捕獲個体に関するデータを記録・収集し、県に情報提供を行った。[市町村] (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</li> <li>○市町村から提供された捕獲個体の記録を含め、捕獲データの分析を行った。[県] (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</li> <li>○県が実施した捕獲事業においてわなの設置記録を収集した。[県] (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</li> <li>○分布防止ライン付近の生息状況を把握するため、自動撮影カメラ調査を実施した。[県] (令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)</li> <li>○県北部地域における出没情報の収集に努めるとともに、情報を集約した。[県] (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</li> <li>○農家組合長等を対象とした集落アンケートを実施し、被害の程度や増減を把握した。[県] (令和3(2021)年度)</li> <li>○キョン及びニホンジカによる生態系被害を把握するため、下層植生調査を実施した。[県] (令和3(2021)年度)</li> <li>○捕獲個体の繁殖状況等を把握するため、捕獲個体の一部を回収し、調査・分析を行った。[県] (令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)</li> </ul>	
(9) 防除に関する啓発等	<p>県及び市町村は、ホームページの活用や、講習会の開催、関係団体との協力等により、生物多様性の保全のためのキョン防除の意義や重要性、事業内容について県民の理解を促すために啓発に努める。</p> <p>また、防除にあたっては、防除を行う地域の住民や土地所有者等に対して、地域説明会や広報等を通じて防除の実施内容について周知し、理解を得よう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページにキョン防除に関するページを作成し、防除事業の啓発に努めた。[県] (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</li> <li>○防除を実施する際には、必要に応じて地域住民等に広報等を通じて周知した。[県・市町村] (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</li> </ul>	
(10) 計画の実施及び検証体制	<p>計画の実施にあたっては、県は市町村、農業者、地域住民、農業者団体、狩猟者団体、研究機関等と連携して取り組む。</p> <p>また、計画が効果的に実施されるよう「千葉県環境審議会鳥獣部会」及び「千葉県環境審議会鳥獣部会キョン小委員会」において、防除実施計画の進捗状況や実施した施策の効果を評価・検証する(図8)。なお、防除実施計画の進捗状況について中間評価を行うため、「千葉県環境審議会キョン小委員会」を適切な時期に開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野生鳥獣対策本部会議や地域連絡会議を開催し、市町村やJA、猟友会等の関係機関とキョンの生息状況や被害状況、対策状況を共有した。[県] (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)</li> <li>○「千葉県環境審議会キョン小委員会」を開催し、防除実施計画の進捗状況について中間評価を行った。[県] (令和5(2023)年度)</li> </ul>	

第3次千葉県キョン防除実施計画（案）に係るパブリックコメント等の結果概要

1 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和8年2月16日（月）～3月2日（月）

(2) 意見提出者 / 件数

3名・団体 / 16件

(3) 意見の概要及び県の考え方

No	意見の概要	県の考え方（対応）
目標設定及び捕獲について		
1	過去の計画で「捕獲目標達成＝生息数減少」につながらなかった要因をどう分析しているか。また、目標を倍増させるだけで確実に減少に転じると判断した科学的根拠は何か。	御意見を踏まえ、p12の6（3）課題に以下を追記しました。 令和3（2021）年度以降、捕獲目標である8,500頭以上／年度を達成したものの、生息数は減少に転じなかった。この原因として、想定よりも繁殖力が強い可能性があることから、捕獲目標の設定について見直す必要がある。 また、推定個体数に基づき将来予測の数値シミュレーションを実施し、減少に転じる捕獲数を計算しています。
2	数値を増やすだけでなく、どうやってそれを実現するのか。	捕獲目標の達成手段としては、捕獲従事者等に対する捕獲研修の実施に加え、捕獲に対するインセンティブを高めるため、令和8年度当初予算案において捕獲報償費に対する県補助の増額を計上しています。また、デジタル技術の活用による捕獲の効率化も推進してまいります。
3	捕獲圧＞自然増加率にするための体制を構築するために必要な人数や努力量を明確にしてほしい。	現在は計算できていませんが重要な観点であると認識していますので、今後、算出できるよう努めます。

4	<p>分布拡大防止ラインを超えてしまった個体に対し、超えた直後に迅速に捕獲を実現するための捕獲部隊等の創設の実施予定はあるか</p>	<p>現時点で捕獲部隊の創設は予定しておりませんが、分布拡大を防止するため、今後、実効性の高い捕獲体制について検討してまいります。</p>
5	<p>千葉県内での防除が強化されたことにより、個体が県外へ逃げ出す懸念はないか。</p>	<p>分布前線部では、捕獲による分散が起きにくい捕獲方法を選択します。</p>
6	<p>現状の捕獲方法はくくりわなが多くを占めているが、威力が十分で命中精度の高いプレチャージ式の空気銃によるキョンの捕獲を法的に可能とすることで、捕獲数の向上が見込めるのではないか。第二次計画よりもさらに高い捕獲目標数を設定しているため、担い手の確保に加え、空気銃など新たな捕獲手法を導入すべきと考える。</p>	<p>空気銃の使用については情報収集を進め、使用の可否等について検討してまいります。</p>
7	<p>公的機関が実施する大規模な殺処分については、倫理性・科学性・透明性が客観的に検証可能でなければなりません。そのためには、努力目標ではなく、具体的かつ測定可能な数値基準の明記が不可欠です。</p> <p>動物の人道的取扱いに関する国際基準を策定している World Organisation for Animal Health (WOAH:旧 OIE) は、陸生動物の人道的殺処分について科学的ガイドラインを示しています。</p> <p>本計画には、少なくとも数値基準および客観指標を明文化すべきです。</p> <p>「できる限り苦痛を与えない」という表現のみでは、基準の水準が不明確であり、検証も不可能です。</p> <p>国際基準に準拠することを明記するとともに、その水準を具体的数値で示し、遵守状況を定期的に公表することを強く求めます。</p>	<p>ご紹介いただいたガイドラインも参考としながら、引き続き適切に処分を実施してまいります。</p>

分布拡大防止のための物理柵の設置について		
8	現在の計画にある物理柵の設置検討について、より踏み込んだ具体策はあるのか、特に、河川や主要道路などの地形・構造物を活用したキョン通行阻止帯の重点整備などを実施する予定はあるのか。	分布拡大防止のための物理柵の設置については、まずは柵の有効性等について検証の上、設置場所等について検討してまいります。
9	【分布拡大防止地域】では、分布拡大防止のための物理柵の設置を検討するとあるが、すでに県北部や茨城県に出没している状況であれば、すぐに拡大防止物理柵を建設すべきではないか。	拡大防止のための物理柵設置には多額の費用を要することが見込まれ、また、設置した後では移設することが難しいことから、まずは拡大防止のための物理柵の有効性等を検証してまいります。
住宅地での対策について		
10	住宅街での被害は住民の精神的ストレスが大きい。狩猟免許を持たない住民でも、講習受講等によりわなの見回り等で協力できる体制をより具体化してほしい。 自治会や市町村単位でのモデル地区を設定し、ICT 機器等を活用して、都市部特有の防除ノウハウを早期に確立・共有するなどの実施予定はあるか。	キョンの生息密度が高い地域では、住宅街で生活環境被害が深刻化している場合があり、問題であると認識しています。このような地域では、外来生物法に基づく捕獲の制度による、狩猟免許非所持者を活用した捕獲体制の構築が有効に働く可能性があると考えています。このため、狩猟免許非所持者の活用を含めた住宅街での防除体制について、検討してまいります。
11	特に住宅街や未定着地域での具体策について、より透明性と即効性を求める回答を頂きたい。	住宅街での対策については、現時点では効果的な方策を見いだせていないことから、今後の検討課題です。狩猟免許非所持者を活用した捕獲体制の構築が有効に働く可能性があることから、狩猟免許非所持者の活用を含めた住宅街での防除体制について、検討してまいります。また、未定着地域では、積極的に生息情報を収集し、生息が確認された場合は早期に捕獲することで、定着を防止します。

モニタリングについて		
12	単なる頭数管理だけでなく、繁殖抑制の効果を測定する指標（捕獲個体に占める成獣メス、幼獣の割合の変化など）を中間評価の項目に明文化できることはあるのか。	個体群動態を把握する上では、御指摘のとおり、捕獲数だけでなく捕獲個体の構成を把握することも重要であるため、捕獲個体の情報収集に努めます。
関係機関との連携について		
13	隣接する茨城県などと県境をまたいだ調査や捕獲計画、よりリアルタイムな情報共有システムの構築は検討されているか。	隣県との生息状況等に関する情報交換に努めることとしており、現時点では隣県との調査や捕獲の実施は予定していません。
捕獲許可や狩猟について		
14	狩猟者だけでなく農業者や一般住民が参加しやすいよう、捕獲許可証や従事者証の発行手続きを簡素化し、ICT を活用したオンライン申請や報告システムを導入する予定はあるか。	現時点で、捕獲許可証や従事者証の発行手続きの簡素化やオンライン申請等の導入予定はありません。
15	県内における地方の捕獲従事者は少子高齢化の影響が強く都市部に居住している若者に有害鳥獣捕獲の許可が所属する捕獲団体が異なるという理由で許可がおりないという矛盾を感じている。例えば、県内在住狩猟者の全てに捕獲許可を下ろすことができないのか。	県としては、適切に許可の申請がされ、要件を満たしていれば許可することとしています。
16	有害鳥獣捕獲のみでの捕獲になっているが、一般狩猟での捕獲許可を出す予定はないのか。	キョンは狩猟獣ではないことから、登録狩猟による捕獲は実施できません。なお、国に対しては、キョンの狩猟獣化について要望しているところです。

## 2 市町村への意見照会

No	意見の概要	県の考え方（対応）
1	<p>捕獲努力量の説明書きが統一していません。</p> <p>捕獲努力量：わなの設置台数×設置日数だと思われませんが、文章から読み取れません。</p> <p>p15 捕獲努力量（わなの設置数等）</p> <p>p19 捕獲努力量（わなの設置数）等</p>	<p>以下の記載に統一しました。</p> <p><u>捕獲努力量（わなの設置数や設置日数等）</u></p>
2	<p>別添1 役割分担</p> <p>当該役割分担については、関係者の理解を深め、防除事業を効果的に行うために、「増殖抑制地域」「分布拡大地域」「注意地域」に分けて掲載していただきたい。</p>	<p>「別添1 役割分担」の表中に地域区分の記載を反映しました。</p>
3	<p>注意地域において、定着リスクを低減させるため、千葉県ワナ貸し出し及び捕獲個体の処分を要望します。</p> <p>注意地域においては、キョンの生息が確認されてから速やかに防除を実施することが外来種対策としては望ましいですが、自治体毎にワナを保有することはキョンが各自治体で確認される可能性を鑑みると非効率であると考えます。</p>	<p>キョンのわなの準備や殺処分については、イノシシ等と同様に市町村で対応いただきますようお願いいたします。また、殺処分後の廃棄処分については、キョンは比較的小型であり、既存の廃棄物処理場でも処分できる場合が多いと考えられますので、まずは一般廃棄物として既存のごみ処理場での焼却処分をご検討願います。なお、注意地域においてキョンが定着するおそれがある場合は、市町村の協力が得られた場合に限り、県でわなの設置や殺処分を行うことも可能ですので、必要に応じ御相談ください（業務委託で実施しており、年間の出動に上限あり）。</p>

4	<p>キョンの防除実施計画について、現在は本計画内に記載されているとおり外来生物法及び鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲で対応しているところです。</p> <p>しかしながら、猟友会や有害鳥獣駆除隊などからは、キョンは行動が素早いいためくくり罠での捕獲が困難であり、箱わなでは草食のキョンを捕まえづらいとの話が多く上がっております。</p> <p>一方で、狩猟期間中に猟場でキョンを見かけることも多く、狩猟鳥獣に指定されればさらに捕獲圧を強めることができると思われ、猟友会からも同様の意見があがっています。</p> <p>よって、キョンを捕獲鳥獣に加えるための法改正に向けた国への働きかけなどを計画内に盛り込むことをご検討いただきたい。</p>	<p>キョンの狩猟獣化については、既に県として国に要望しているところであり、国の検討状況を注視してまいります。</p>
---	--	---

## 千葉県環境審議会鳥獣部会キョン小委員会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 令和8年1月14日（水）  
午前10時から午前11時30分
- 2 開催場所 千葉県森林会館5階会議室  
千葉市中央区長洲1-15-7
- 3 出席者  
【委員】山崎晃司（委員長）、加瀬ちひろ、鈴木良明委員、  
濱中修委員、宮城武委員  
【 県 】 渡部英敏自然保護課長、城之内篤子副参事、他自然保護課職員

- 4 議 案  
第1号 第3次千葉県キョン防除実施計画の策定について

- 5 審議結果  
第1号議案について審議がなされ、原案に修正を加えた上で議決された。

- 6 主な質疑・意見

問 捕獲目標を設定する上で自然増加率は重要であるが、第3次計画（案）の中では2つの自然増加率が示されている。どちらの数字を用いているのか。（委員）

答 ベイズ推定の結果を用いている。（事務局）

問 ベイズ推定の場合17%となるが、やや低い値ではないか。（委員）

答 今あるデータを基に推定すると、このような結果となったもの。自然増加率は幅をもって推定されるが、そのうち中央値を採用しているのので、実際は上端に近い可能性もある。（事務局）

意 今回はこれでよいが、現実的な値になっているかきちんと見直していく必要がある。（委員）

答 承知した。（事務局）

意 第3次計画（案）p13 捕獲目標の記載については、自然増加率を勘案して捕獲目標を

設定したのか、現計画で9割以下なので単純に8割以下だったのかがわからないため、自然増加率を勘案して設定したことを明記した方がよい。(委員)

答 現計画と同様に自然増加率を勘案して捕獲目標を設定しているので、第3次計画(案)の本文を「約8割以下にするために必要な捕獲頭数を自然増加率を勘案して推定し」と修正する。(事務局)

意 最重要目標として分布拡大の防止を掲げている点は、非常に重要な一歩である。また、地域区分ごとの方針においても、分布拡大防止のための物理柵等の設置について検討すると記載されており、重要な一文である。低密度地域では捕獲が難しく、現状では分布が拡大してしまっている。柵を設置し物理的に分断して移動制限をすることは、捕獲の面からも重要であるだろう。(委員)

意 物理柵の設置はぜひ進めてもらいたい。根絶は難しく分布拡大をどのように防止するかといった新しいフェーズに入っているのではないか。拡大防止に力を集中させる必要がある。(委員)

意 p13(1)①最重要目標において、「北部地域への分布拡大を防止することを最重要目標とする」と記載されているが、茨城県ではおそらく千葉県から分散したと推測される個体が確認されている。関東平野に拡大すると大変なことになるため、強い決意を示す意味でも「北部地域及び隣県への・・・」としていただきたい。(委員)

答 承知した。(事務局)

意 p21(10)研究機関や近隣都県との連携において、「近隣県と生息状況等の情報共有に努める」と記載されているが、近隣県を具体的に記載した方がよいので、「茨城県や埼玉県等」としていただきたい。(委員)

答 承知した。(事務局)

問 p21(10)研究機関や近隣都県との連携において、研究プロジェクトとの連携について記載されているが、計画期間は5年間であるが研究プロジェクトは3年間と期間が異なるので、研究プロジェクトの期間を具体的に記載した方がよい。(委員)

答 承知した。(事務局)

問 p19(5)農作物被害及び生活環境被害への対応において、荒廃農地という用語が使われているが、これは一般的な用語なのか。(委員)

答 元々は耕作放棄地という用語を使っていたが、国の統計上、耕作放棄地という用語を使わなくなったため、耕作放棄地に代わる用語を県において検討し、このような用語を使うこととした。(事務局)

意 p5(3)生態 ア食性において、「ニホンジカよりも良質の食物を選択的に食している」と記載されているが、キョンの食性が変わってきていると指摘している方もいる。夷隅地域でキョンの数(個体群密度)が低下した第一の要因は、もちろん捕獲圧を高めたことであるが、繁殖率が低下していることも要因の一つではないかと思われる。キョンの数が増えたことによって、本来の食物が不足し、これまでは食べていなかったものを食べている可能性がある。食性の変化は繁殖にも影響する。栄養価の高い食物が不足すると繁殖率は低下し、自然増加率は低下する。捕獲個体の性別と体重等を計測した記録、メスの妊娠個体・ほ乳個体の割合等を分析すれば、キョンの繁殖の状況は推定できる。17%と34%の2つの自然増加率が示されているが、おそらく実際の増加率はその中間あたりになるのだろうと思う。(委員)

意 文言自体は第1次計画から変わっていない記載であり、当時よりも高密度化が進んでいる現在において、キョンがニホンジカよりも良質の食べ物を選択できているかは断定できないのではないか。また、管理をする上で個体群動態を把握するために、体重や体サイズの経年変化や栄養状態をモニタリングすることは重要である。(委員)

答 「ニホンジカよりも良質の食物を選択的に食している」の一文を削除する。(事務局)